

令和6年度 第1回 四街道市クリーンセンター運営協議会

日 時：令和6年5月17日（金）

午前10時00分～

場 所：四街道市クリーンセンター大会議室

会 議 次 第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 委員紹介
5. 職員紹介
6. 会長選出
7. 副会長選出
8. 議題
 - ①令和5年度ごみ処理の状況について（P 1～P 3）
 - ②令和5年度環境測定調査結果について（P 4～P 14）
 - ③令和5・6年度ごみ焼却施設整備修繕について（P 15～P 17）
 - ④その他
9. 閉会

令和6年度

第1回 四街道市クリーンセンター運営協議会

四街道市クリーンセンター

◎数値の端数処理について
各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理している場合があるため、合計と内訳の数値が一致しないことがあります。

①令和5年度ごみ処理の状況について

令和5年度ごみ搬入状況

区 分		令和3年度	令和4年度		令和5年度	
		トン	トン	前年比	トン	前年比
収集ごみ	可燃ごみ	14,946	14,591	△ 355	13,961	△ 630
				△ 2.4%		△ 4.3%
	草木類	67	196	129	204	8
				192.5%		4.1%
	プラスチック・ビニール類	1,604	1,556	△ 48	1,480	△ 76
				△ 3.0%		△ 4.9%
	資源物	3,433	3,375	△ 58	3,222	△ 153
△ 1.7%				△ 4.5%		
粗大ごみ	173	154	△ 19	122	△ 32	
			△ 11.0%		△ 20.8%	
有害ごみ	27	24	△ 3	22	△ 2	
			△ 11.1%		△ 8.3%	
不燃ごみ	680	639	△ 41	603	△ 36	
			△ 6.0%		△ 5.6%	
小 計		20,930	20,535	△ 395	19,615	△ 920
				△ 1.9%		△ 4.5%
搬入ごみ	家庭系ごみ	1,066	974	△ 92	957	△ 17
				△ 8.6%		△ 1.7%
事業系ごみ	4,605	4,596	△ 9	4,384	△ 212	
			△ 0.2%		△ 4.6%	
小 計		5,671	5,570	△ 101	5,341	△ 229
				△ 1.8%		△ 4.1%
合 計		26,601	26,105	△ 496	24,955	△ 1,150
				△ 1.9%		△ 4.4%

※ 収集ごみのうち、資源物、有害ごみ以外は一部焼却されます。
また、搬入ごみのうち、家庭系ごみの一部及び事業系ごみは焼却されます。

区 分	令和3年度 (人)	令和4年度 (人)	前年比	令和5年度 (人)	前年比
人 口	95,983	96,185	0.2%	96,430	0.3%

考察 令和5年度のごみ搬入量は、令和4年度に比較して全体として1,150トン、4.4%減少しておりますが、主なものとして可燃ごみの630トンの減少が見られます。

可燃ごみの減少については、令和2年9月より施行した家庭系ごみ処理手数料制度の導入による効果と推察されます。

令和5年度焼却炉稼働状況

月	焼却量(t)			稼働日数			一日当たりの平均焼却量(t)	
	1号炉	2号炉	合計	1号炉	2号炉	合計	1号炉	2号炉
4月	587.73	975.41	1,563.14	7	15	22	84	65
5月	2,076.86		2,076.86	31		31	67	
6月	519.82	1,204.07	1,723.89	9	19	28	58	63
7月		1,715.63	1,715.63		31	31		55
8月	767.09	931.83	1,698.92	11	17	28	70	55
9月	1,645.21		1,645.21	30		30	55	
10月	332.92	1,461.61	1,794.53	5	22	27	67	66
11月	115.15	1,315.43	1,430.58	2	24	26	58	55
12月	1,960.35		1,960.35	30		30	65	
1月	1,523.20		1,523.20	28		28	54	
2月	514.83	917.69	1,432.52	8	18	26	64	51
3月		1,645.26	1,645.26		27	27		61
合計	10,043.16	10,166.93	20,210.09	161	173	334	62	59

※24時間片炉交互運転を実施しています。

令和5年度焼却灰搬出状況

(t)

	新和企業(有)	ジークライト(株)	中央電気工業(株)	合計
	北茨城市	米沢市	鹿嶋市	
5年度	986	642	289	1,917
4年度	1,325	641		1,966
3年度	1,366	650		2,016

考察

令和5年度焼却灰の搬出については、令和4年度と比較して49トンの減少がみられ、また、令和3年度からの2か年で99トンの減少でしたが、令和2年9月より施行した家庭系ごみ処理手数料制度の導入により、可燃ごみの減少が主な要因と考えております。

なお、令和5年度より焼却灰の処理について、これまでの最終処分場での埋め立てに加えて、リサイクル率の向上及び災害時等、最終処分場への搬出が出来ない場合に備えて茨城県鹿嶋市にある焼却灰溶融処理施設へ搬出しております。

令和5年度リサイクル量

単位(t)

	びん類	缶 類		ペットボトル	新 聞	雑 誌	段ボール	ウエス	雑がみ	廃食油	合 計	プラスチック・ビニール類 (容器包装 リサイクル協会)	枝木類	小型家電	
		アルミ	スチール											回収BOX	不燃ごみとして 出されたもの
4月	28.26	13.79	10.46	22.80	14.42	42.07	54.88	26.95	31.17	1.02	245.82	96.92	0.00	0.00	1.54
5月	51.51	11.10	9.63	26.99	15.66	43.33	61.50	32.10	35.31	1.33	288.46	38.98	0.00	0.00	3.05
6月	53.04	13.59	6.71	27.78	15.42	34.64	63.64	23.37	33.46	0.00	271.65	56.44	0.00	0.20	3.25
7月	40.66	13.39	8.15	30.81	13.46	32.07	60.82	18.11	30.90	1.10	249.47	64.44	29.24	0.00	1.66
8月	52.19	15.54	0.00	37.45	13.97	36.09	68.67	16.64	33.55	0.79	274.89	48.97	9.38	0.00	3.02
9月	38.23	10.72	10.31	31.57	12.59	30.59	59.64	13.60	29.28	1.14	237.67	49.20	0.00	0.00	4.80
10月	38.62	16.14	9.09	27.03	13.27	34.15	56.56	28.17	29.51	1.06	253.60	62.25	8.99	0.29	1.82
11月	52.38	10.90	0.00	26.38	14.42	40.04	60.80	26.26	32.49	0.90	264.57	53.69	17.75	0.23	2.12
12月	51.57	10.94	8.99	23.68	17.44	49.23	76.77	25.41	39.99	0.82	304.84	82.09	0.00	0.05	5.39
1月	40.91	13.76	7.59	22.97	12.38	40.57	60.22	16.98	32.85	1.27	249.50	58.87	0.00	0.00	3.55
2月	52.26	10.86	7.95	22.55	11.45	33.15	51.29	13.80	28.81	1.04	233.16	98.89	9.36	0.14	3.43
3月	51.45	10.98	0.00	22.90	13.76	48.16	57.35	16.98	33.76	0.96	256.30	114.19	9.27	0.45	4.00
合計	551.08	151.71	78.88	322.91	168.24	464.09	732.14	258.37	391.08	11.43	3,129.93	824.93	83.99	1.36	37.63
4年度	607.12	160.54	79.72	316.64	204.79	490.99	764.26	277.11	375.32	11.93	3,288.42	884.82	50.51	1.28	42.90
前年比	△ 56.04	△ 8.83	△ 0.84	6.27	△ 36.55	△ 26.90	△ 32.12	△ 18.74	15.76	△ 0.50	△ 158.49	△ 59.89	33.48	0.08	△ 5.27
(%)	△ 9.2	△ 5.5	△ 1.1	2.0	△ 17.8	△ 5.5	△ 4.2	△ 6.8	4.2	△ 4.2	△ 4.8	△ 6.8	66.3	6.2	△ 12.3

考察 令和5年度のリサイクル量については、全体的に減少傾向にあり、特にびん類及び新聞については前年度と比較して、それぞれ9.2%及び17.8%の減少となっております。

びん類の減少についてはペットボトルが前年度比2.0%増加していることから、飲料類の容器がびん類からペットボトルへの代替が進み、びんの製造量が減少していることが理由として推察されます。また、新聞の減少については発行部数の減少が理由として推察されます。

なお、雑がみについては前年度比4.2%増加しておりますが、これは令和5年4月に開始された、雑がみ回収用網袋の導入による効果と推察されます。

②令和5年度環境測定調査結果について

下記一覧に示すとおり、ごみ処理施設に係る各種法令等に基づく規制項目及び運転管理上必要な項目について、年間計画に基づき測定調査及び分析を行っています。

測定項目	根拠法令
ばい煙	大気汚染防止法
ばいじん	
硫黄酸化物	
窒素酸化物 塩化水素	
ダイオキシン	ダイオキシン類対策特別措置法
臭気	悪臭防止法
騒音	騒音規制法
振動	振動規制法
低周波	規制法はなく参照値による評価

1 ばい煙

各炉毎に、年6回の測定を行っています。

協定値が設定されている「ばいじん濃度」・「硫黄酸化物濃度」・「窒素酸化物濃度」・「塩化水素濃度」は、すべて協定値を下回っていました。

1号炉

測定項目		令和5年度						協定値
		5月16日	6月9日	9月12日	12月19日	1月16日	2月7日	
ばいじん	g/m ³ N	0.0009未満	0.0009未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03
硫黄酸化物	ppm	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	30
窒素酸化物	ppm	66	32	21	74	56	66	150
塩化水素	ppm	4	3	2	2	3	2	25

2号炉

測定項目		令和5年度						協定値
		4月10日	7月19日	8月16日	10月18日	11月7日	3月1日	
ばいじん	g/m ³ N	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.03
硫黄酸化物	ppm	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	30
窒素酸化物	ppm	82	61	18	43	63	46	150
塩化水素	ppm	4	4	3	4	5	2	25

協定値：みそら自治会と締結した協定値

m³N(ノルマル立方メートル)：標準状態(1気圧・0℃)における気体の体積を表わす単位

ppm：100万分の1の濃度を表わす単位で、1m³の大気中に1cm³の気体が含まれている状態

※ばいじん・窒素酸化物・塩化水素の測定値につきましては、酸素12%換算の値を記載しています。

2 ダイオキシン類

年2回の測定を行っています。

ダイオキシン類対策特別措置法で定められている、排ガス中のダイオキシン類濃度は基準値を下回っていました。

(単位:ng-TEQ/m³N)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		法規制値
1号炉	7月9日	10月13日	7月20日	10月18日	5月17日	12月4日	1
	0.0054	0.017	0.031	0.035	0.036	0.024	
2号炉	9月6日	1月25日	5月19日	1月11日	7月20日	10月19日	
	0.033	0.039	0.045	0.041	0.031	0.05	

ng(ナノグラム) : 10億分の1グラムを表わす単位

TEQ : ダイオキシン類の量を、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値

排ガス中のダイオキシン類を活性炭と反応させて除去しています。

平成28年度から令和5年度までの間、活性炭の銘柄に変更はありません。

なお、測定委託業者も変更ありません。

3 臭気

年2回、5月と9月に、敷地境界線上の風上・風下の2地点及び敷地周辺(保養センター鹿島荘)1地点の計3地点において、悪臭物質(12種類)及び臭気濃度の測定を行いました。

(1) 悪臭物質

すべての項目において、協定値を下回っていました。

また、協定にない項目についても、規制基準を下回っていました。

第1回目(5月22日)

(単位:ppm)

調査地点 測定項目	敷地境界 (風上)	敷地境界 (風下)	敷地周辺 (鹿島荘)	協定値	規制基準
アンモニア	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.59	1
メチルメルカプタン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.00065	0.002
硫化水素	0.0002	0.0002	0.0003	0.0056	0.02
硫化メチル	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0023	0.01
二硫化メチル	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0029	0.009
トリメチルアミン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0014	0.005
アセトアルデヒド	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.015	0.05
スチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.17	0.4
プロピオン酸	0.0002	0.0006	0.0003	—	0.03
ノルマル酪酸	0.0001	0.0004	0.0002	—	0.001
ノルマル吉草酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.0009
イソ吉草酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.001

第2回目(9月11日)

(単位:ppm)

調査地点 測定項目	敷地境界 (風上)	敷地境界 (風下)	敷地周辺 (鹿島荘)	協定値	規制基準
アンモニア	0.05未満	0.05未満	0.05	0.59	1
メチルメルカプタン	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.00065	0.002
硫化水素	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0056	0.02
硫化メチル	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0023	0.01
二硫化メチル	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0029	0.009
トリメチルアミン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0014	0.005
アセトアルデヒド	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.015	0.05
スチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.17	0.4
プロピオン酸	0.0002	0.0001未満	0.0001未満	—	0.03
ノルマル酪酸	0.0002	0.0001未満	0.0001未満	—	0.001
ノルマル吉草酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.0009
イソ吉草酸	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	—	0.001

未満 : 定量下限値未満であったことを表します。

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

規制基準 : 敷地境界における悪臭防止法に基づく規制基準

○ 臭気

測定日	測定場所	測定時間	天候	温度(°C)	湿度(%)	風向	風速(m/s)
5月22日	風上	9:40 ~ 10:03	曇	24.8	65	北東	0.6
	風下	10:30 ~ 11:10	晴	26.2	62	北東	0.9
	鹿島荘	11:27 ~ 11:50	晴	26.4	62	東	0.7
9月11日	風上	9:07 ~ 9:35	晴	29.5	76	南東	1.2
	風下	9:45 ~ 10:15	晴	30.5	74	南東	0.7
	鹿島荘	10:22 ~ 10:50	晴	30.8	74	東	0.6

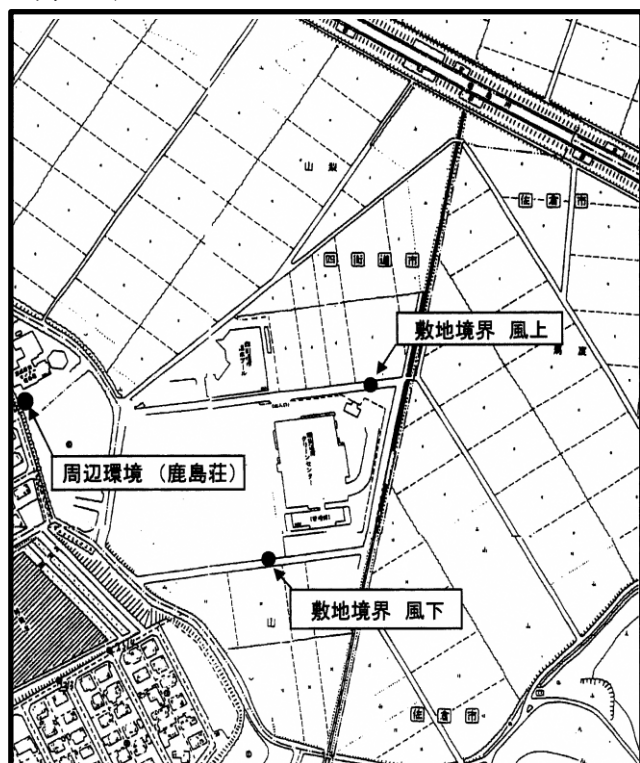
(2) 臭気濃度

すべての調査地点において協定値を下回っていました。
また、悪性物質等の検出はありませんでした。

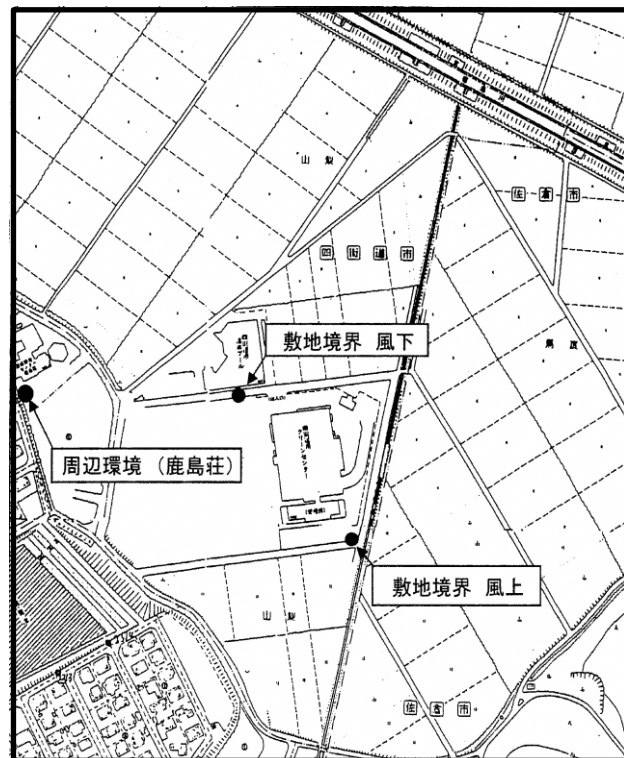
調査地点 測定時期	敷地境界 (風上)	敷地境界 (風下)	敷地周辺 (鹿島荘)	協定値	指導目標値
5月22日	10以下	10以下	10以下	10以下	20程度
9月11日	10以下	10以下	10以下		

協定値 : みそら自治会と締結した協定値
 指導目標値 : 敷地境界における悪臭防止対策の指針に基づく指導目標値
 測定方法 : 三点比較式ニオイ袋方法(6人以上の資格を持った検査員が
 においの有無を判定する方法であり、悪臭防止法の公定法)

5月22日



9月11日



4 騒音

令和6年1月23日に敷地周辺4地点の測定を行いました。
 全ての敷地境界において、協定値を超える時間帯はありませんでした。

- ・No.1・・・高速道路の車両走行音
 - ・No.2・・・高速道路の車両走行音
 - ・No.3・・・高速道路の車両走行音、空調機の室外機音
 - ・No.4・・・高速道路の車両走行音
- などが測定されました。

測定日 令和6年1月23日

(単位:デシベル)

調査地点	測定時間	時間区分	測定値 (90%上端値)	協定値 (90%上端値)	規制基準 (90%上端値)
敷地境界No.1 (環境パネル付近)	6:29 ~ 6:39	朝	44	45	55
	11:04 ~ 11:14	昼間	42	45	60
	19:23 ~ 19:33	夕	43	45	55
	22:40 ~ 22:50	夜間	38	40	50
敷地境界No.2 (センター出入口付近)	7:23 ~ 7:33	朝	44	45	55
	9:58 ~ 10:08	昼間	44	45	60
	19:40 ~ 19:50	夕	43	45	55
	23:03 ~ 23:13	夜間	40	40	50
敷地境界No.3 (センター東側)	7:40 ~ 7:50	朝	44	45	55
	11:59 ~ 12:09	昼間	45	45	60
	20:08 ~ 20:18	夕	43	45	55
	23:29 ~ 23:39	夜間	40	40	50
敷地境界No.4 (センター南側)	6:12 ~ 6:22	朝	44	45	55
	10:43 ~ 10:53	昼間	43	45	60
	19:04 ~ 19:14	夕	40	45	55
	22:13 ~ 22:23	夜間	38	40	50

時間区分 : 朝=6:00~8:00 昼間=8:00~19:00 夕=19:00~22:00 夜間=22:00~6:00

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

規制基準 : 四街道市公害防止条例に基づく「その他の地域」の規制基準

5 振動

令和6年1月23日に敷地周辺4地点の測定を行いました。
測定の結果、全て協定値を下回っていました。

測定日 令和6年1月23日

(単位:デシベル)

調査地点	測定時間	時間区分	測定値 (80%上端値)	協定値 (80%上端値)	規制基準 (80%上端値)
敷地境界No.1 (環境パネル付近)	11:04 ~ 11:14	昼間	30未満	50	55
	22:40 ~ 22:50	夜間	30未満		60
敷地境界No.2 (センター出入口付近)	9:58 ~ 10:08	昼間	30未満		55
	23:03 ~ 23:13	夜間	30未満		60
敷地境界No.3 (センター東側)	11:59 ~ 12:09	昼間	31		55
	23:29 ~ 23:39	夜間	30		60
敷地境界No.4 (センター南側)	10:43 ~ 10:53	昼間	33		55
	22:13 ~ 22:23	夜間	30未満		60

時間区分 : 昼間=8:00~19:00 夜間=19:00~8:00

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

規制基準 : 四街道市公害防止条例に基づく「その他の地域」の規制基準

6 低周波音(低周波空気振動)調査

令和6年1月23日、敷地周辺4地点の測定を行いました。

測定の結果、参照値(心身に係る苦情)を超える数値が一部見受けられましたが、不快感や圧迫感を感じるなどの心身に係る苦情はありませんでした。

測定日 令和6年1月23日

(単位:デシベル)

周波数	No.1 (環境パネル付近)	敷地境界 計量棟裏	ブローア一前	No.4 (センター南側)	参照値	
					物的苦情 *1	心身に係る苦情 *2
1	62.2	60.6	63.7	53.6	-	-
1.25	61.2	59.1	62.7	53.1	-	-
1.6	61.4	57.4	60.3	51.3	-	-
2	59.8	56.3	58.7	50.8	-	-
2.5	58.9	55.0	57.2	50.5	-	-
3.15	58.3	54.5	57.0	51.1	-	-
4	57.5	53.5	56.0	52.7	-	-
5	56.0	53.1	55.4	52.6	70	-
6.3	54.0	52.5	55.1	50.7	71	-
8	54.2	52.5	56.6	51.2	72	-
10	54.2	54.6	58.3	53.7	73	92
12.5	55.9	57.4	60.2	56.0	75	88
16	56.2	58.5	61.7	55.8	77	83
20	56.5	58.6	63.5	57.0	80	76
25	56.0	59.4	66.3	57.2	83	70
31.5	54.7	59.2	65.9	56.2	87	64
40	53.5	59.0	67.0	55.3	93	57
50	52.9	57.4	68.7	54.4	99	52
63	51.3	56.2	65.2	53.1	-	47
80	47.7	56.1	61.7	51.2	-	41
AP	70.4	70.2	76.0	66.9	-	-

協定値・・・問題を発生しないレベルとする。

AP・・・オールパスレベル(音圧エネルギーの総和)

【低周波音の参考値】

人が聞き取れる音と同じように、低周波音は身近に存在します。

低周波音については、環境基準や規制基準はありません。

環境省では、固定された発生源による低周波音の苦情が発生した場合、寄せられた苦情が低周波音によるものか否かを判断するための目安として、「参照値」を示しています。

*1 物的苦情・・・窓や戸の揺れ、がたつきなどの建具などへの影響

*2 心身に係る苦情・・・不快感や圧迫感などの人への影響

7 ごみ質の分析(ピットごみ)

収集された可燃ごみのピットごみについて、月1回ごみ質の分析を行っています。

令和5年度(湿ベース)

(単位:%)

実施日		4/10	5/16	6/9	7/19	8/16	9/20	10/10	11/7	12/19	1/11	2/14	3/1	5年度 平均	4年度 平均
区分															
紙類	新聞	0.0	0.2	0.0	0.6	1.4	0.0	1.5	0.0	1.6	0.4	0.9	2.0	0.7	0.8
	ダンボール	1.1	0.7	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	1.4	0.0	0.0	0.2	3.5	0.6	1.4
	雑誌	1.1	0.4	0.6	1.2	0.6	1.0	1.5	1.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.7	1.0
	その他	42.2	32.0	33.1	37.6	40.8	35.0	41.9	45.5	40.4	34.7	35.4	42.5	38.4	37.1
	紙類(小計)	44.4	33.3	33.7	39.4	42.8	36.8	44.9	47.9	42.0	35.1	37.2	48.0	40.4	40.3
厨芥類		24.7	37.3	39.0	29.7	35.5	35.3	28.7	28.7	33.2	37.7	33.1	27.0	32.5	33.1
布類		1.4	3.0	1.9	0.0	2.4	2.2	2.5	1.0	1.6	1.7	2.1	0.6	1.7	2.3
木・竹類(草木類)		4.7	6.9	5.4	7.5	3.3	8.2	11.7	4.0	4.6	6.4	6.0	6.0	6.2	6.4
合成樹脂類	プラ・ビニ類	24.1	18.5	19.1	22.7	15.9	16.3	11.2	17.7	18.2	18.5	20.3	17.5	18.3	17.4
	ゴム・皮革類	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
不燃物類	金属類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ガラス類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	セトモノ・石・砂類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他		0.5	0.9	0.7	0.6	0.1	1.1	1.0	0.4	0.5	0.6	1.2	0.9	0.7	0.3
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

考察

令和5年度のごみ質分析結果において、可燃ごみピット内の紙類が全体の約4割を占め、組成区分の中では最も高い数値でありましたが、昨年度と比較すると、同程度の水準にあります。

また、プラ・ビニ類の割合が昨年度と比較して0.9%増加しておりますが、収集ごみのうちプラスチック・ビニール類の搬入量が減少していることから、減少分の一部が可燃ごみに混入した可能性が考えられます。

8 焼却灰・固化灰

(1) 焼却灰（熱灼減量）

焼却灰中の未燃分の割合（熱灼減量）について、月1回測定を行っています。
すべての測定において、協定値を下回っていました。

（単位：％）

	4月10日	5月17日	6月14日	7月20日	8月16日	9月12日
測定値	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.4
協定値	3.0%以下					
	10月19日	11月7日	12月4日	1月15日	2月7日	3月1日
測定値	0.2	0.1未満	0.1未満	0.3	0.1未満	0.2
協定値	3.0%以下					

協定値：みそら自治会と締結した協定値

(2) 固化灰（溶出試験）

国が定めた有害物質について、年4回測定を行っています。結果についてはすべての項目において、基準値を下回っていました。

（単位：mg/ℓ）

測定項目	5月17日	7月20日	10月19日	12月4日	定量下限値	基準値
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	0.005
カドミウムまたはその化合物	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009	0.09
鉛またはその化合物	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03	0.3
有機リン化合物	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	1
六価クロム化合物	1未満	1.5未満	0.5未満	0.05未満	0.05	1.5
ヒ素またはその化合物	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03	0.3
シアン化合物(全シアン)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	1
ポリ塩化ビフェニル	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	0.003
トリクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
テトラクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
セレンまたはその化合物	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03	0.3

基準値：「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に基づく判定基準
検出されないこと：定量下限値未満を表しています。

9 自動連続測定

焼却炉稼働時は排ガス中の有害物質について、自動連続測定を行っています。
協定値が設定されている「硫黄酸化物濃度」・「窒素酸化物濃度」・「塩化水素濃度」は、
すべて協定値を下回っていました。
(ひと月の中で最も高かった数値を表記しています。)

1号炉

測定項目		令和5年度						協定値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
硫黄酸化物	ppm	0	0	0		4	4	30
窒素酸化物	ppm	90	93	88		86	77	150
塩化水素	ppm	9	8	5		8	7	25

測定項目		令和5年度						協定値
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
硫黄酸化物	ppm	2	0	1	1	0		30
窒素酸化物	ppm	79	54	82	81	67		150
塩化水素	ppm	6	4	7	12	8		25

2号炉

測定項目		令和5年度						協定値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
硫黄酸化物	ppm	0		0	1	0		30
窒素酸化物	ppm	90		86	81	72		150
塩化水素	ppm	9		7	8	6		25

測定項目		令和5年度						協定値
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
硫黄酸化物	ppm	0	1			0	0	30
窒素酸化物	ppm	87	84			74	83	150
塩化水素	ppm	7	7			9	7	25

協定値 : みそら自治会と締結した協定値

③令和5・6年度ごみ焼却施設整備修繕について

ごみ焼却施設は13種類の設備があり、計画的に整備修繕を実施しています。

1. 令和5年度整備修繕実績

【① 受入供給設備】

- ・ごみクレーン各インバータ、操作レバー更新

【② 燃焼設備】

- ・(1, 2号炉) 給じん機出口ダンパシリンダ更新及び整備
- ・(1, 2号炉) 焼却炉耐火物部分更新

【④ 排ガス処理設備】

- ・(1, 2号炉) ろ過式集塵装置パルス配管補修
- ・(1, 2号炉) 有害ガス除去装置アトマイザー受座補修
- ・消石灰貯槽用バグフィルター整備、チョークバルブ交換及び除湿器更新
- ・(1, 2号炉) 消石灰スラリー配管更新

【⑦ 灰出し設備】

- ・不燃物搬送コンベヤチェーン他更新
- ・ダスト造粒機出口シュート更新

【⑨ 排水処理設備】

- ・薬品タンク更新

【⑩ 付帯設備】

- ・空気圧縮機増設

【⑪ 電気計装設備】

- ・電気室低圧盤P L C更新（車両管制装置、1号・2号炉補器盤、非常用補器盤、共通補器盤）
- ・D C Sシステム電源ユニットオーバーホール

【⑫ 建築設備】

- ・管理棟水冷チラーユニット更新
- ・工場棟3階屋上エアコン室外機及び室内機更新

焼却施設設備一覧	
No.	設備名称
①	受入供給設備
②	燃焼設備
③	ガス冷却設備
④	排ガス処理設備
⑤	余熱利用設備
⑥	通風設備
⑦	灰出し設備
⑧	給排水設備
⑨	排水処理設備
⑩	付帯設備
⑪	電気計装設備
⑫	建築設備
⑬	脱臭設備

※令和5年度修繕料 190,620,980円 (決算額)
 内訳 ごみ焼却施設整備修繕 160,930,000円 突発修繕 29,690,980円

2. 令和6年度整備修繕予定

【① 受入供給設備】

- ・ごみ計量器操作ポスト更新
- ・ダンピングボックスサクシオンフィルター更新
- ・可燃性粗大ごみ破碎機油圧シリンダー更新

【② 燃焼設備】

- ・(1, 2号炉) ごみ破碎機制御盤 PLC 更新
- ・(1, 2号炉) 給じん機制御盤 PLC 更新
- ・(1, 2号炉) 給じん機変速機補修
- ・(2号炉) 焼却炉耐火物部分更新

【③ ガス冷却設備】

- ・(1号炉) ガス冷却室耐火物部分更新

【④ 排ガス処理設備】

- ・アトマイザーNo.4 噴霧盤補修
- ・活性炭噴射装置電気部品更新
- ・消石灰供給装置制御盤電気部品更新

【⑥ 通風設備】

- ・(1, 2号炉) 1次送風機出口ダンパ補修
- ・(1, 2号炉) 再加熱用送風機出口ダンパ補修

【⑦ 灰出し設備】

- ・磁選機補修
- ・(1, 2号炉) 空気予熱器下ダブルフラップダンパ更新
- ・(1, 2号炉) 反応塔下ダブルフラップダンパ更新
- ・ダスト定量供給機ロータ軸、ロータリーバルブ用シール板、重金属安定剤注入ポンプ更新
- ・灰クレーン油圧バケット更新

【⑧ 給排水設備】

- ・井水流量計更新

【⑨ 排水処理設備】

- ・水中ポンプ、配管更新

【⑩ 電気計装設備】

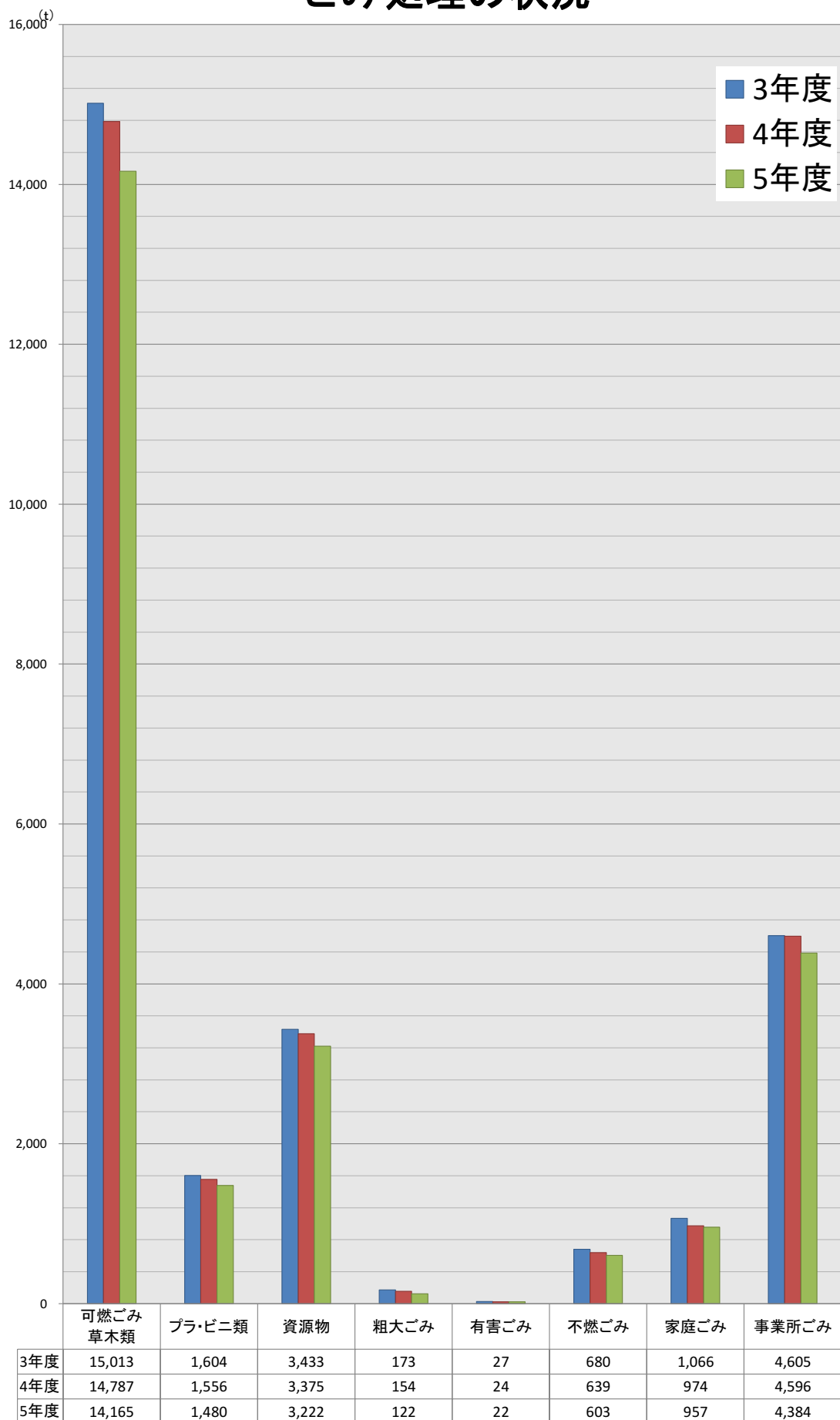
- ・(1, 2号炉) HCL・ばいじん濃度分析装置補修

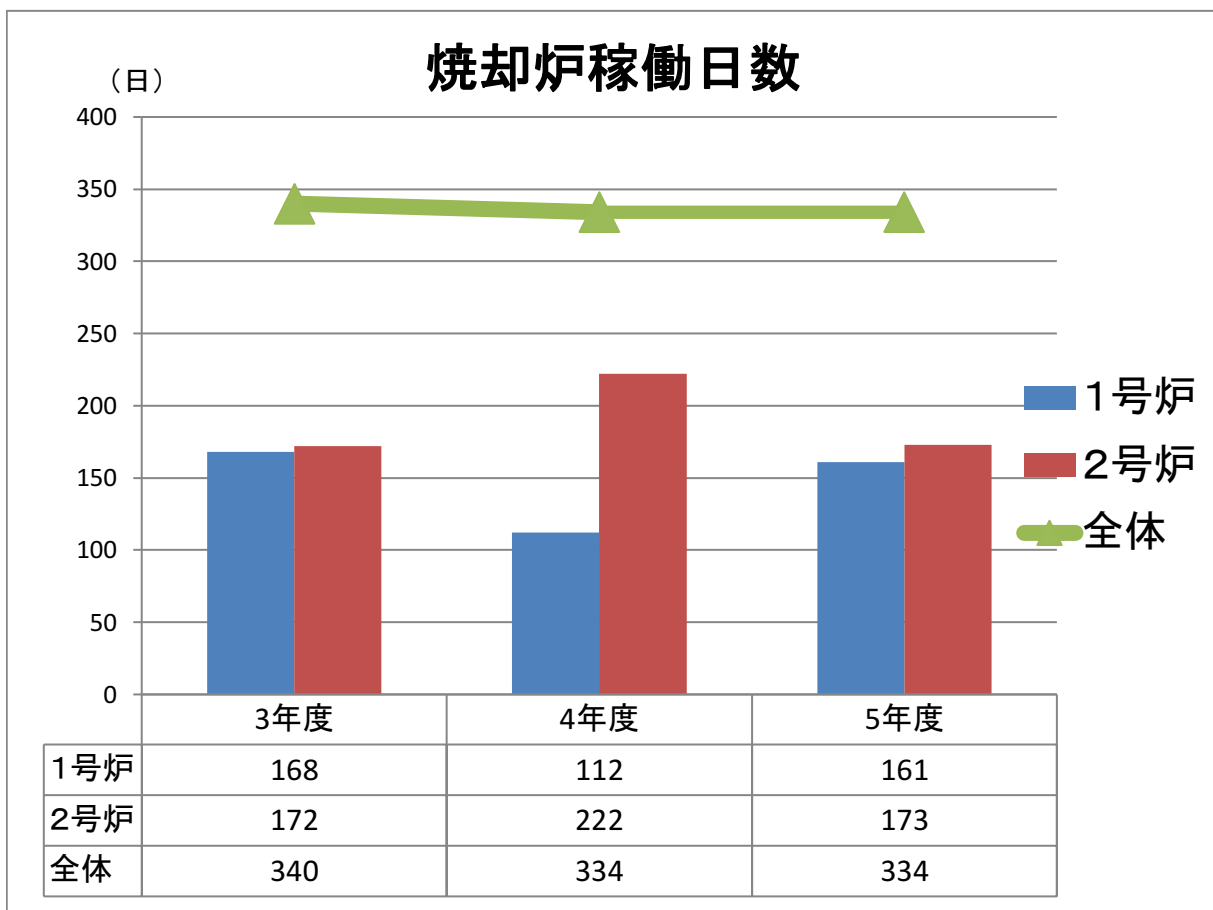
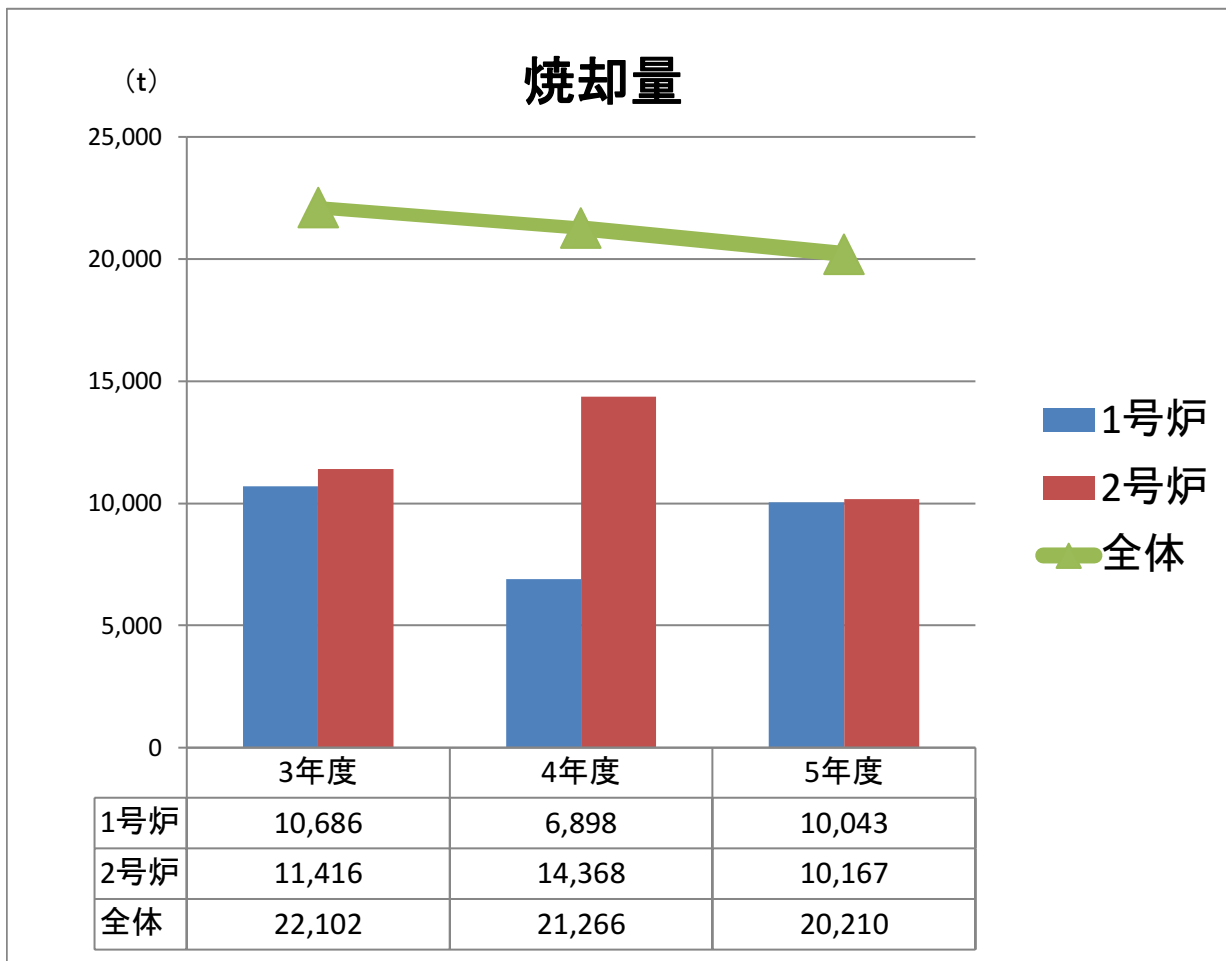
【⑫ 建築設備】

- ・工場棟給気ファン補修、建築設備監視盤更新
- ・環境表示盤更新

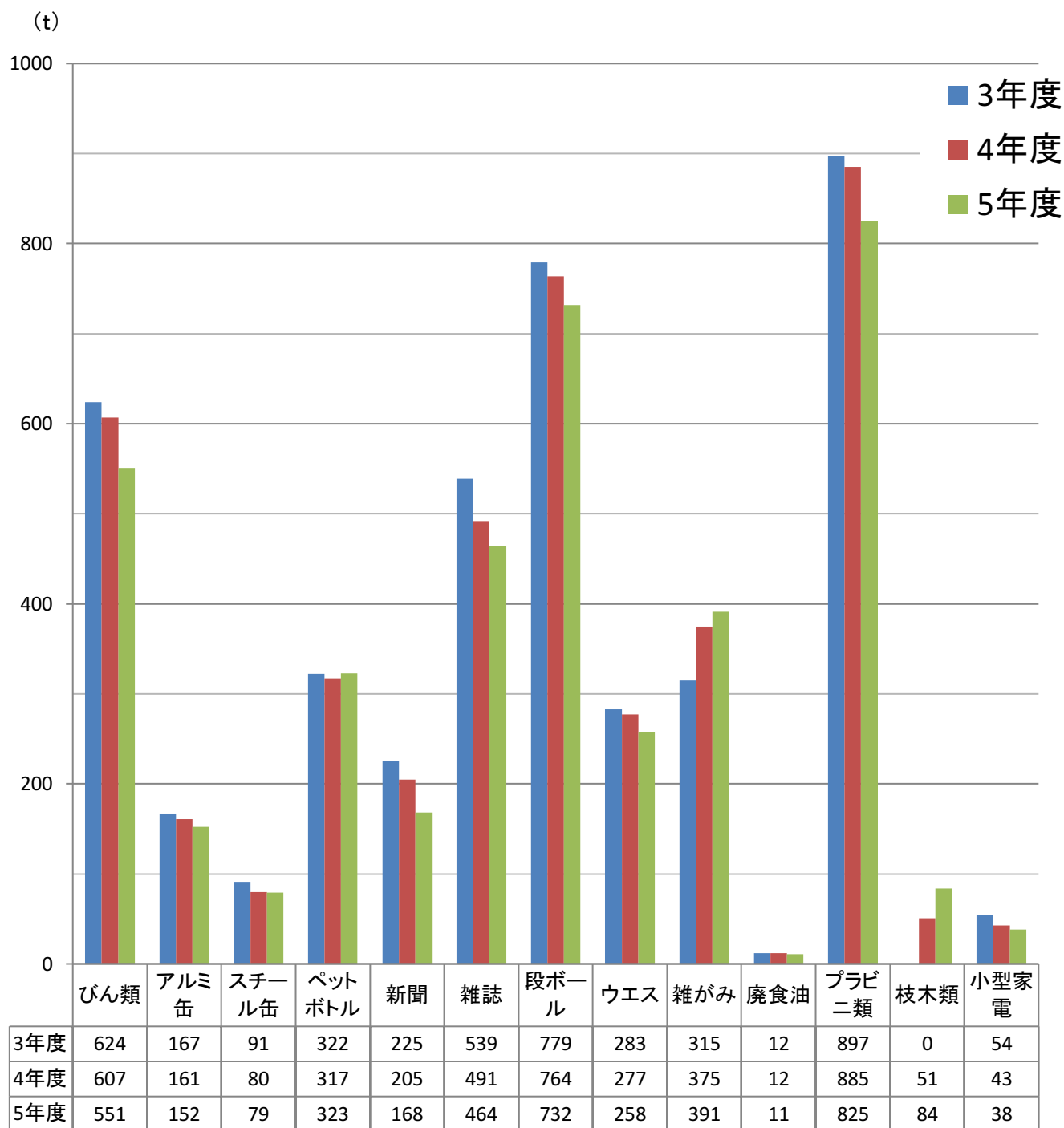
※令和6年度修繕料	198,808,000 円	(予算額)	
内訳 ごみ焼却施設整備修繕	168,808,000 円	突発修繕	30,000,000 円

ごみ処理の状況



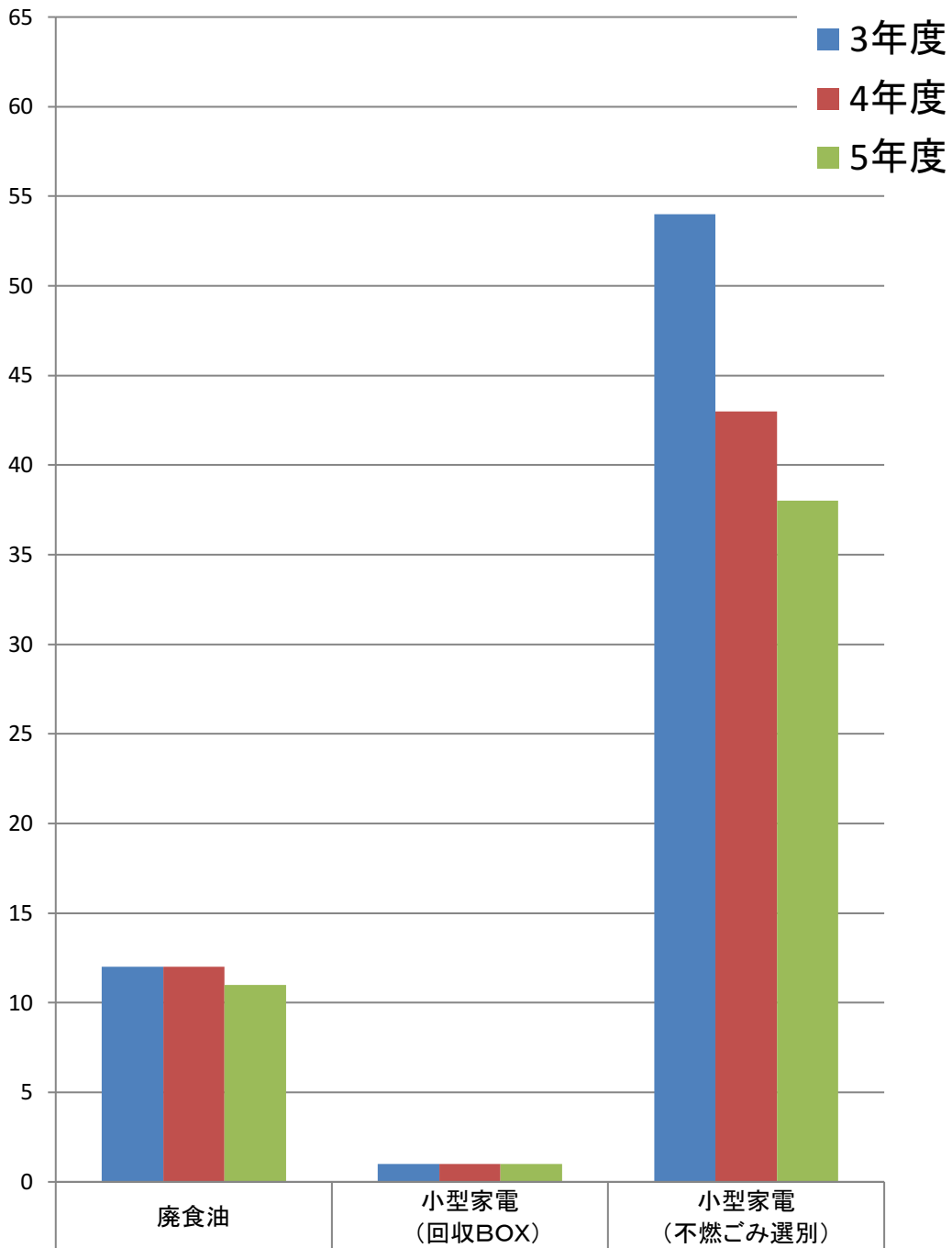


リサイクル量①



リサイクル量②

(t)

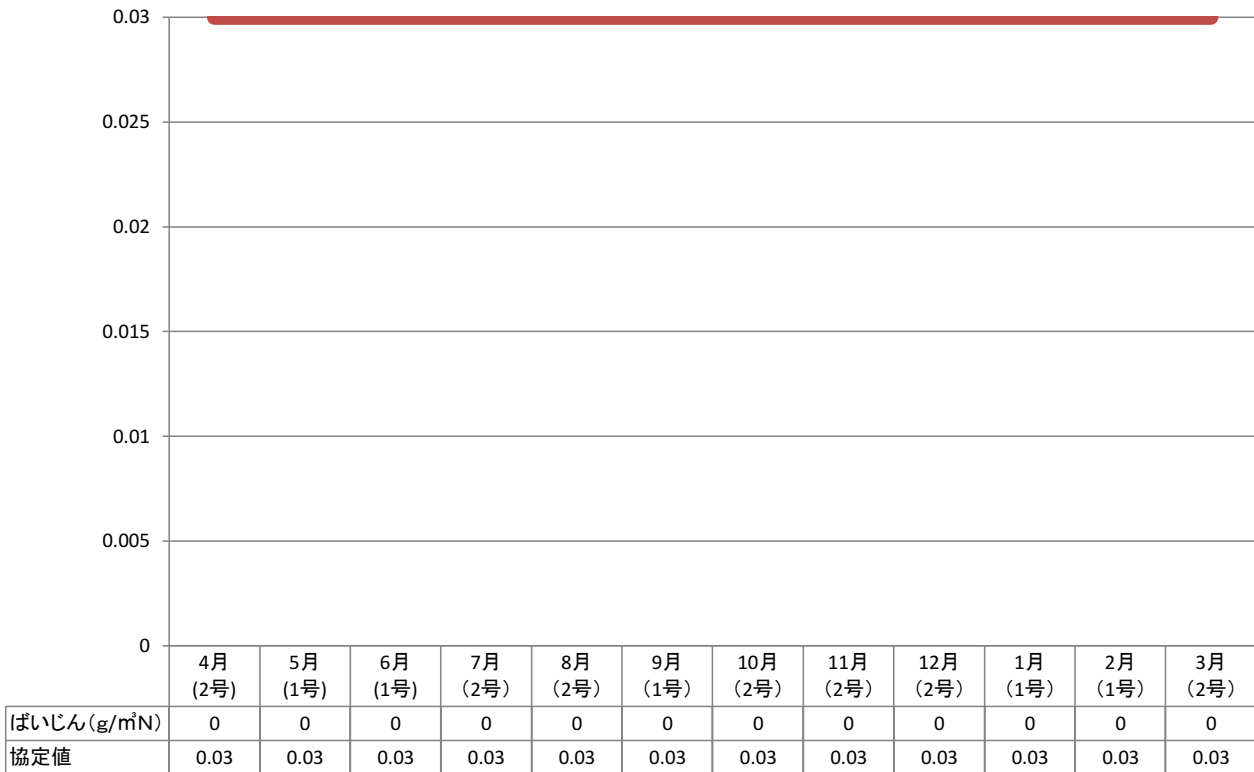


	3年度	4年度	5年度
廃食油	12	12	11
小型家電 (回収BOX)	1	1	1
小型家電 (不燃ごみ選別)	54	43	38

(g/m³N)

ばい煙(ばいじん)

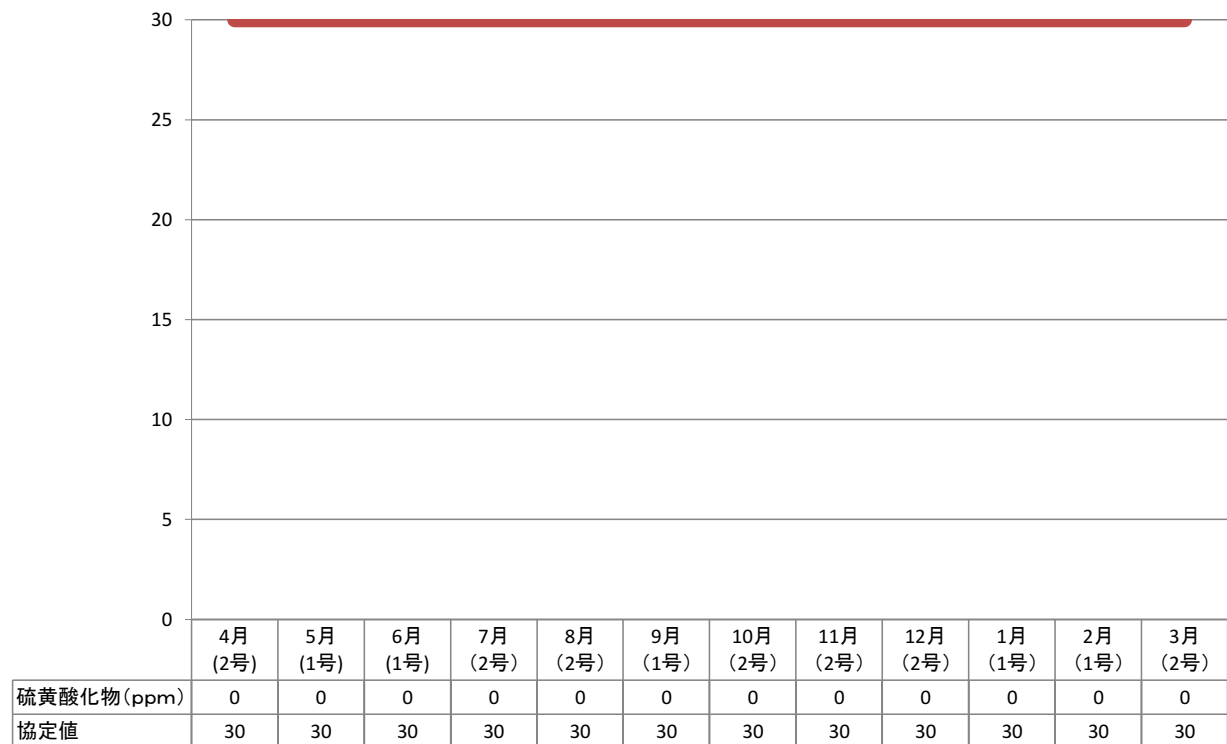
※定量下限値未満は「0」となります



(ppm)

ばい煙(硫黄酸化物)

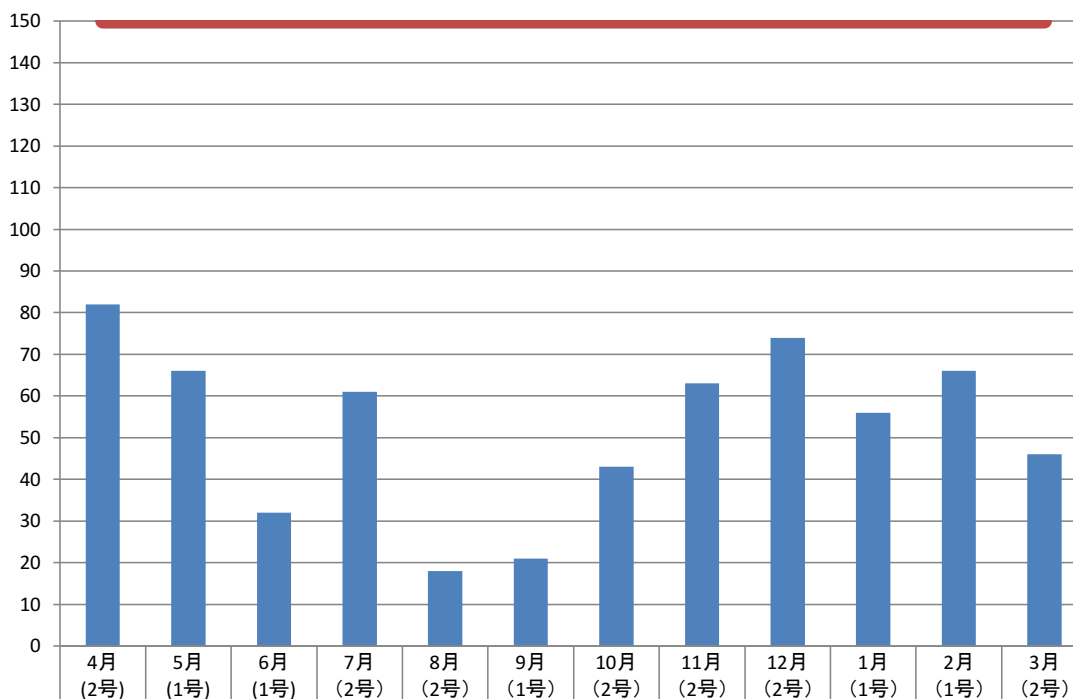
※定量下限値未満は「0」となります



ばい煙(窒素酸化物)

※定量下限値未满是「0」となります

(ppm)

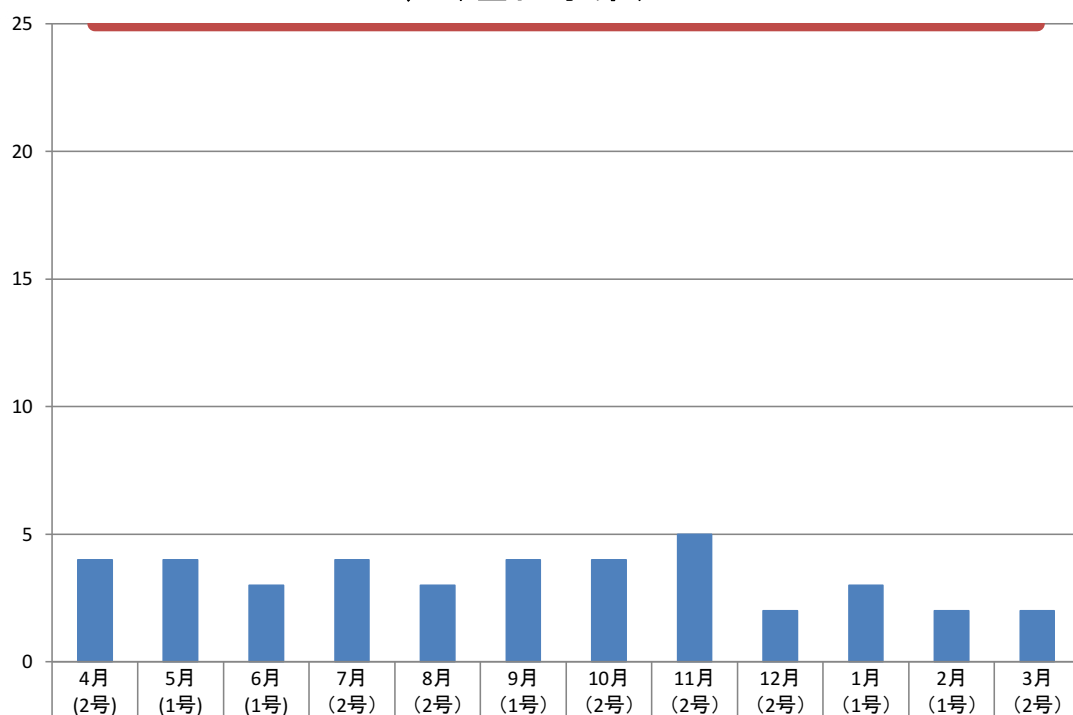


窒素酸化物 (ppm)	82	66	32	61	18	21	43	63	74	56	66	46
協定値	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150

ばい煙(塩化水素)

※定量下限値未满是「0」となります

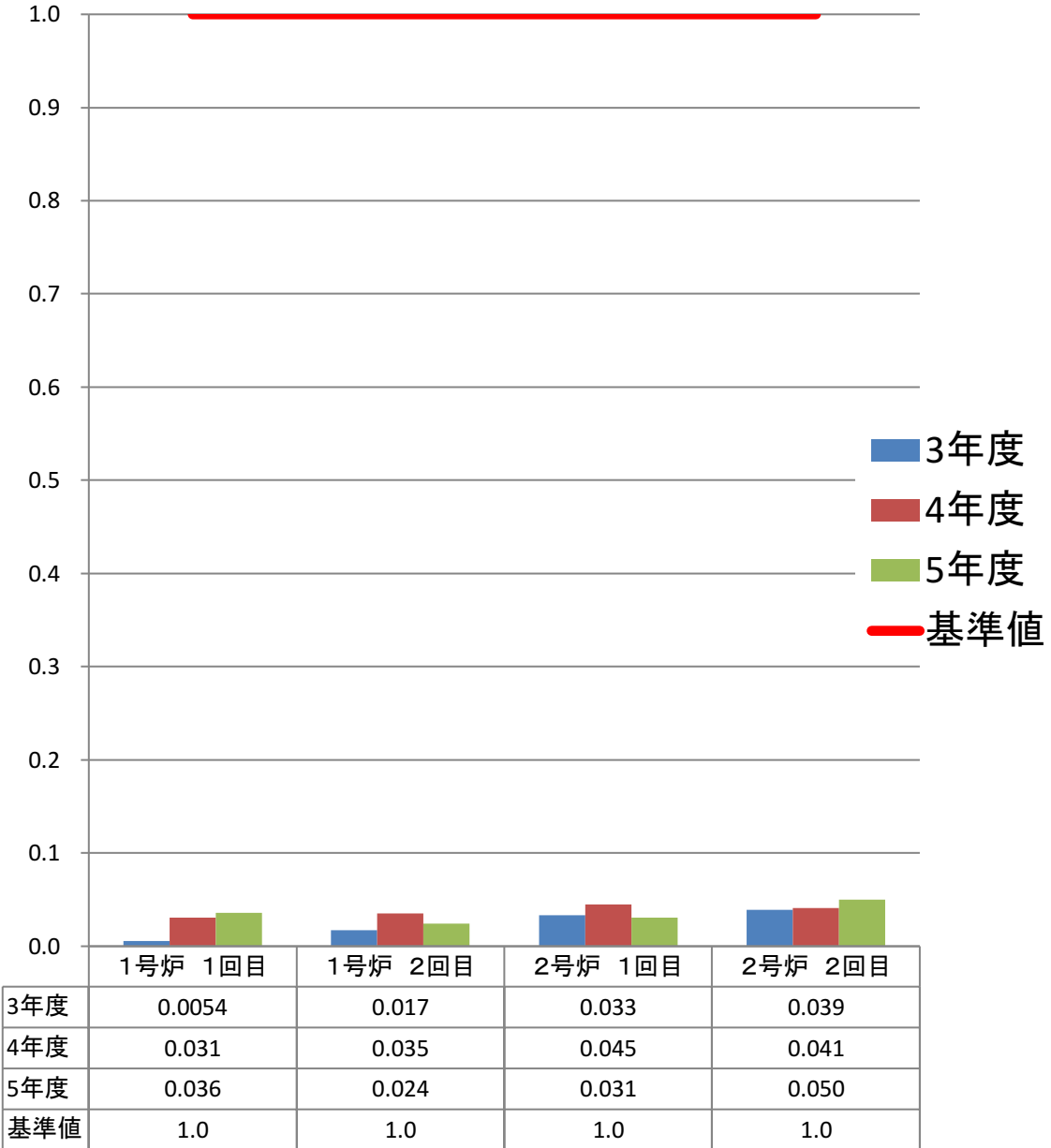
(ppm)



塩化水素 (ppm)	4	4	3	4	3	4	4	5	2	3	2	2
協定値	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

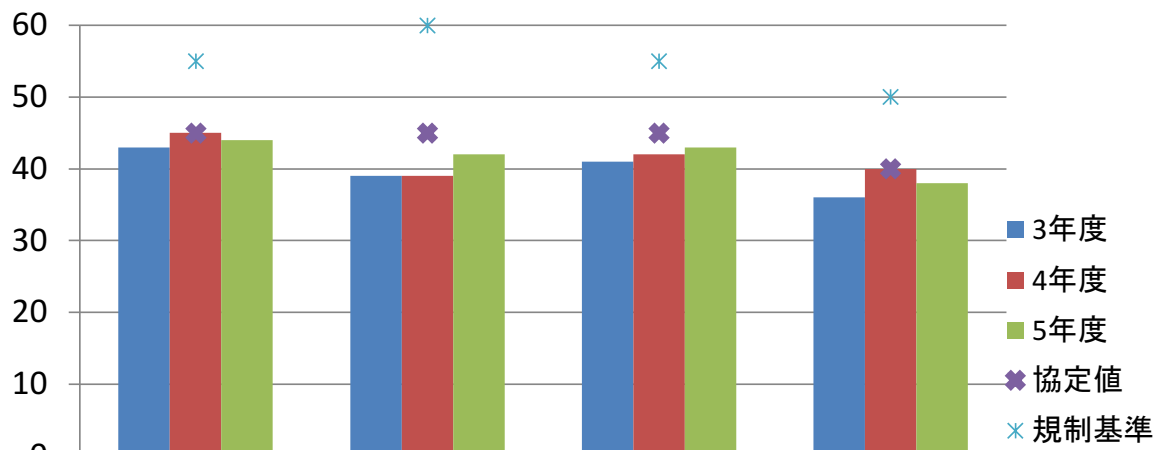
ダイオキシン類

(ng-TEQ/m³N)



騒音(環境パネル付近)

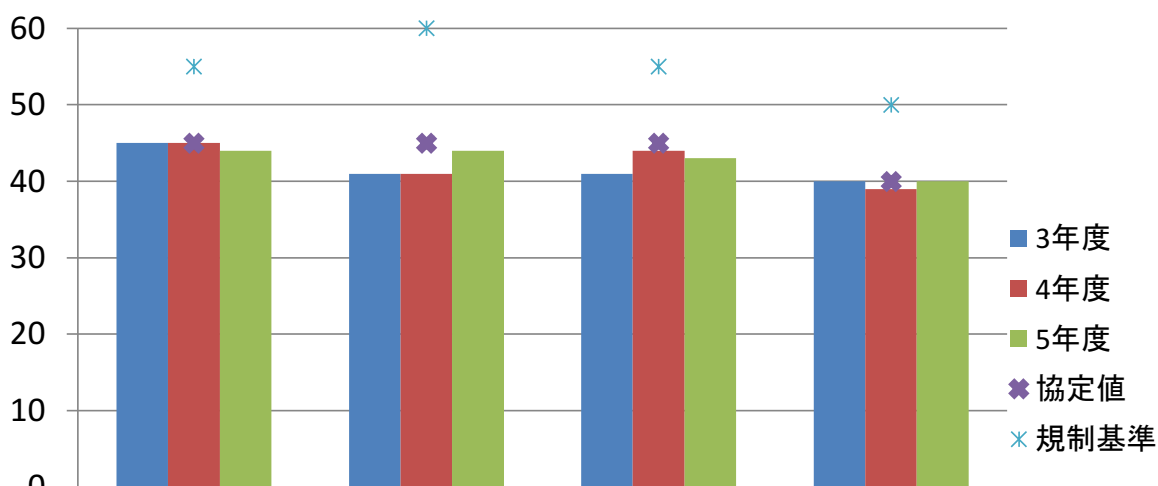
(デシベル)



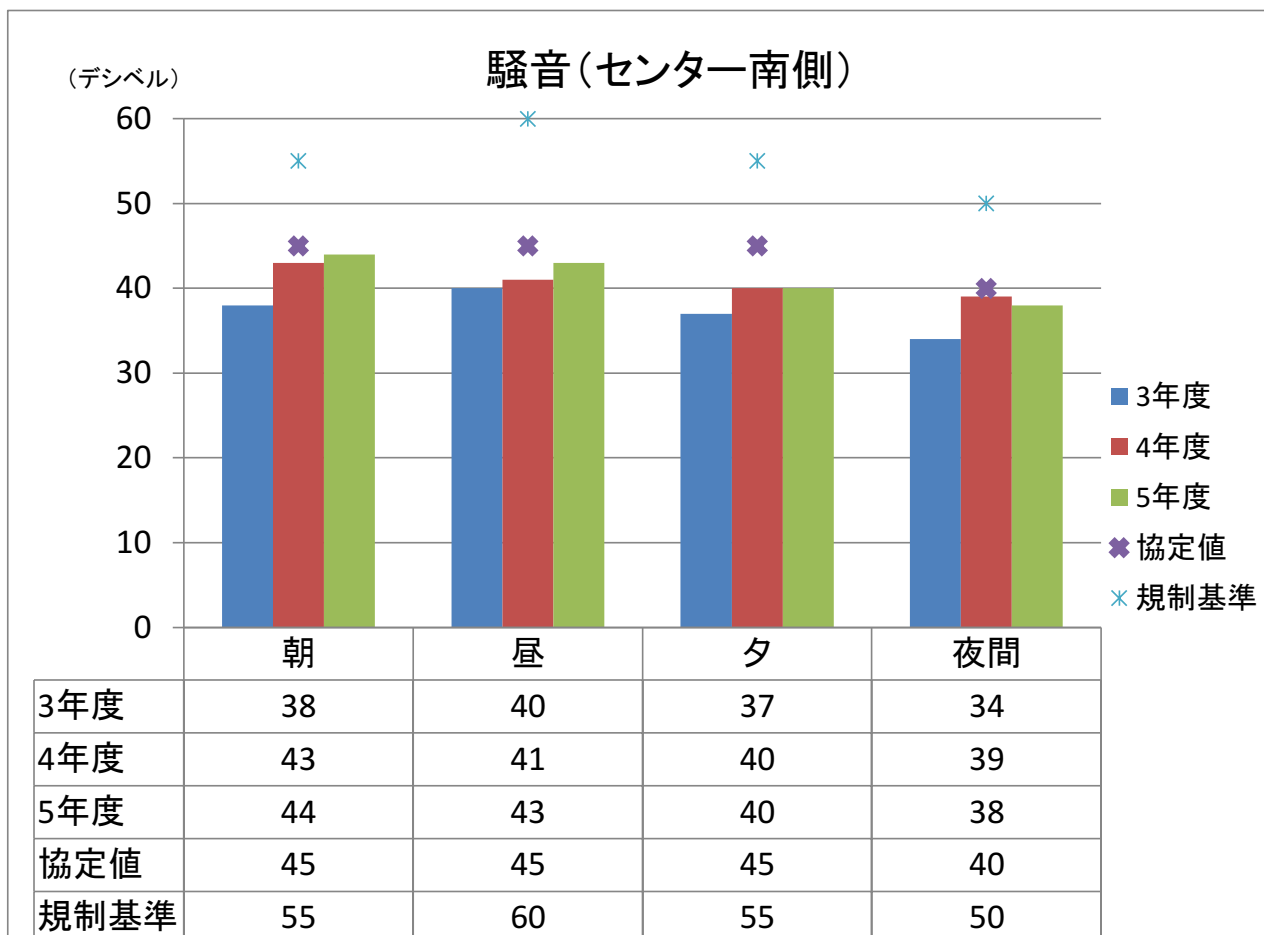
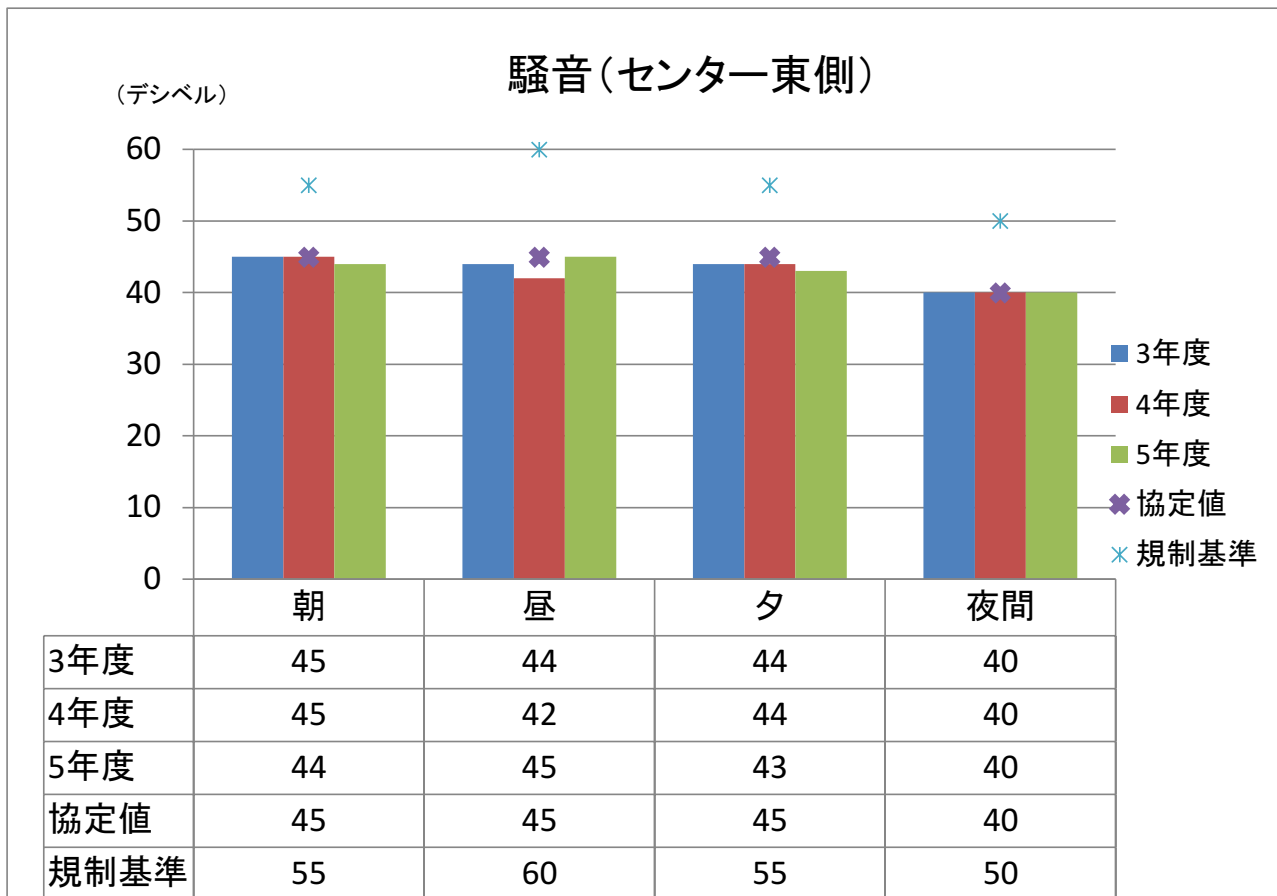
	朝	昼	夕	夜間
3年度	43	39	41	36
4年度	45	39	42	40
5年度	44	42	43	38
協定値	45	45	45	40
規制基準	55	60	55	50

騒音(センター出入口付近)

(デシベル)

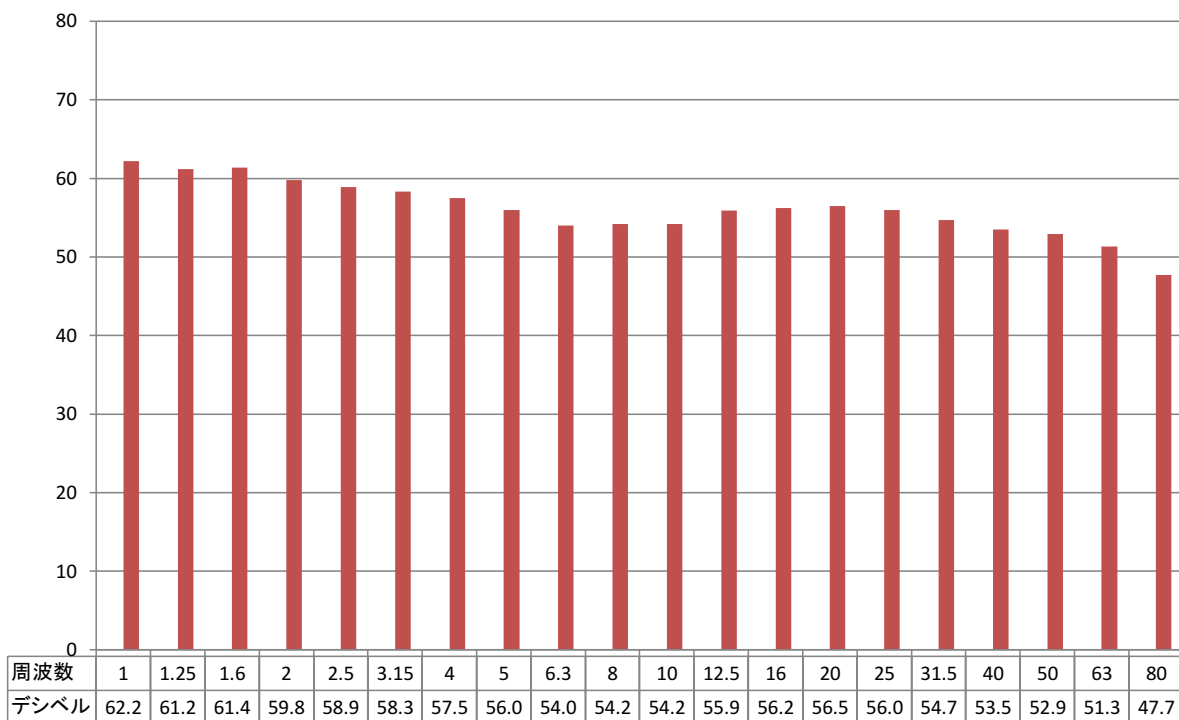


	朝	昼	夕	夜間
3年度	45	41	41	40
4年度	45	41	44	39
5年度	44	44	43	40
協定値	45	45	45	40
規制基準	55	60	55	50



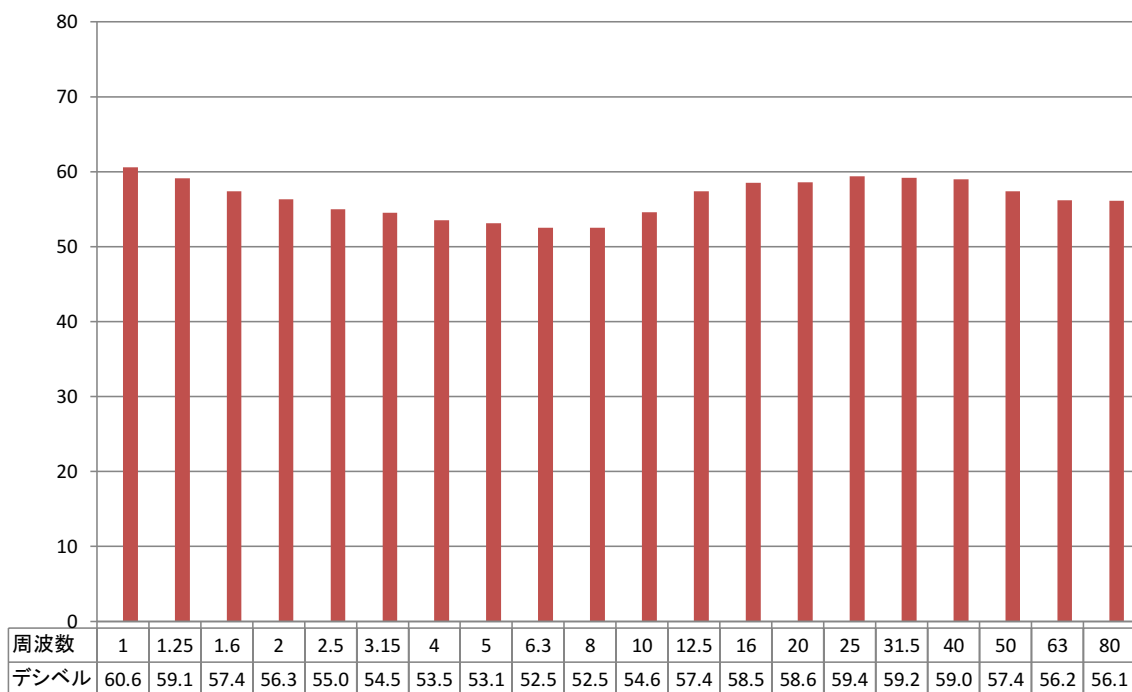
(デシベル)

低周波音(低周波空気振動)No.1



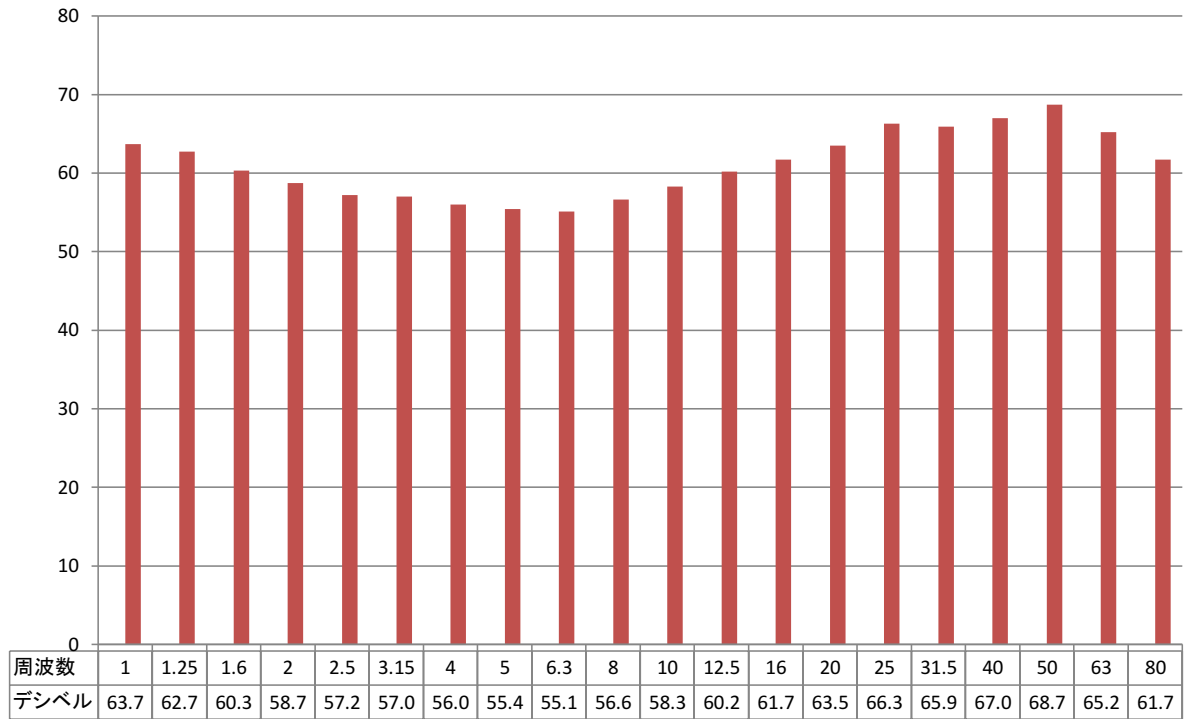
(デシベル)

低周波音(低周波空気振動)敷地境界計量棟裏



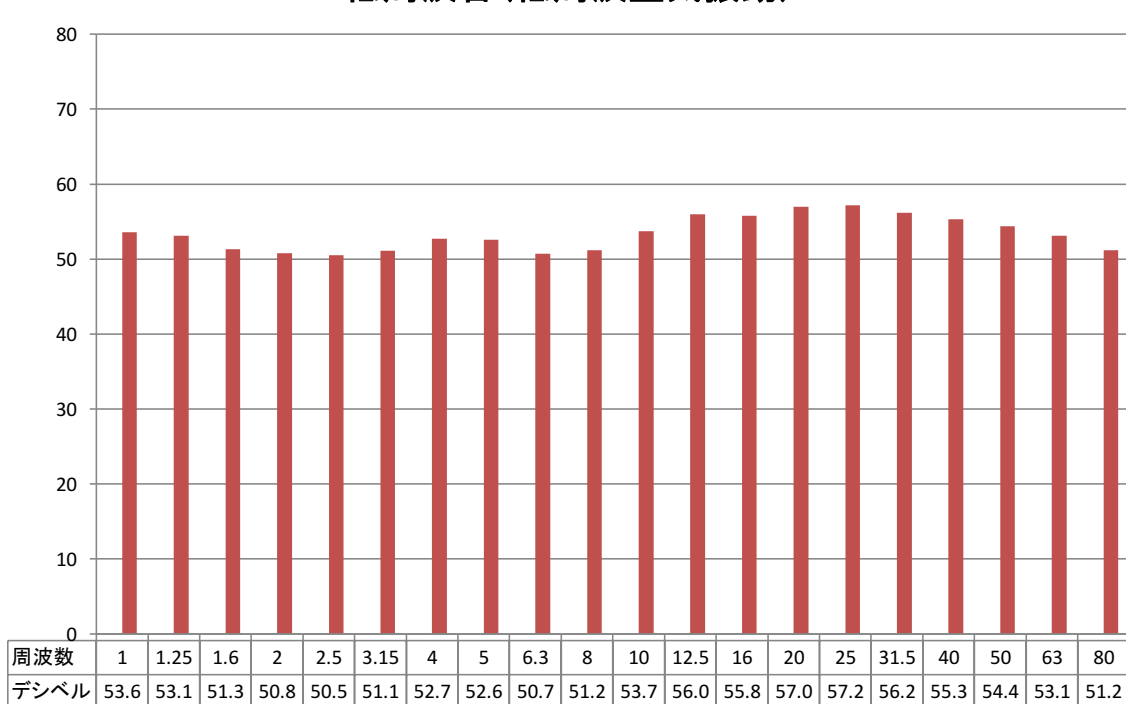
(デシベル)

低周波音(低周波空気振動)ブローア前

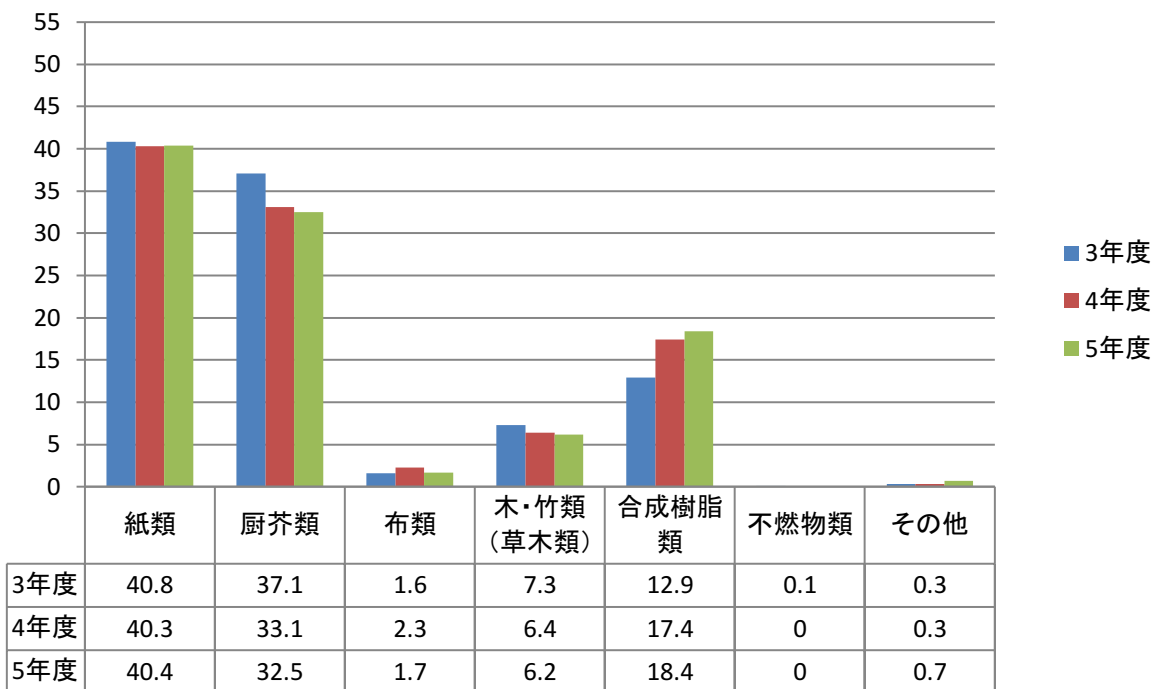


(デシベル)

低周波音(低周波空気振動)No.4

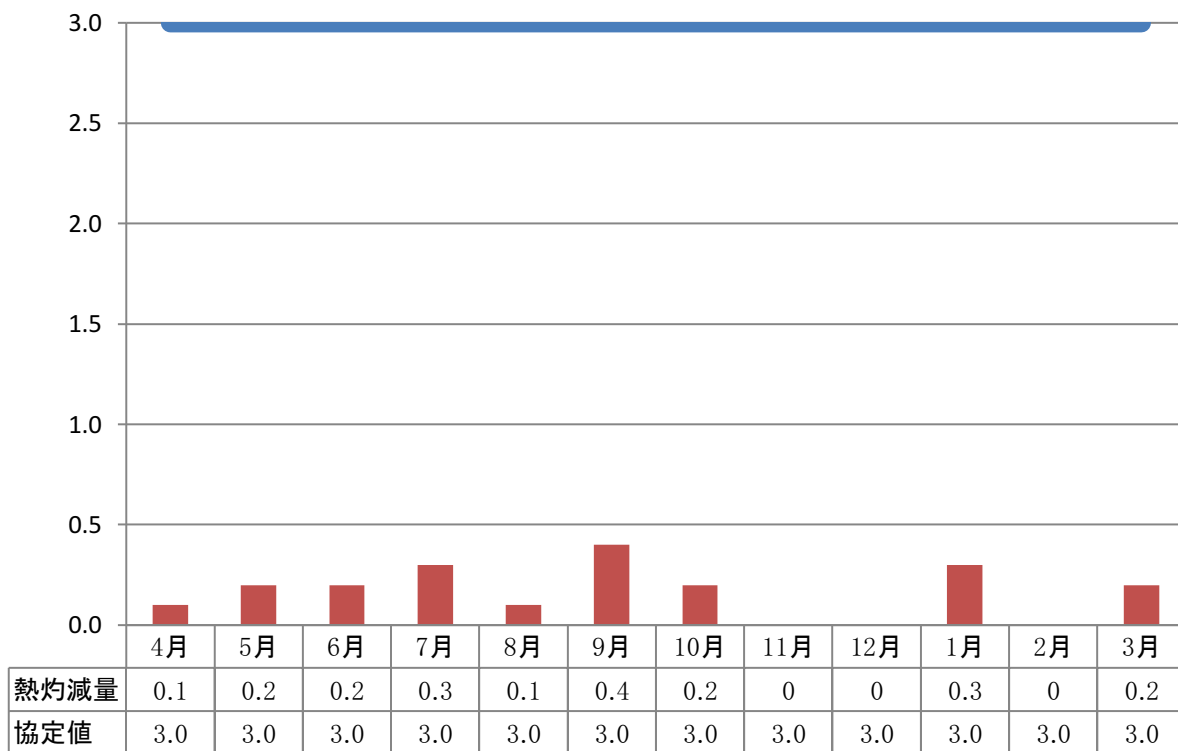


(%) **ごみ質の分析(ピットごみ)**



※定量下限値未滿は「0」となります

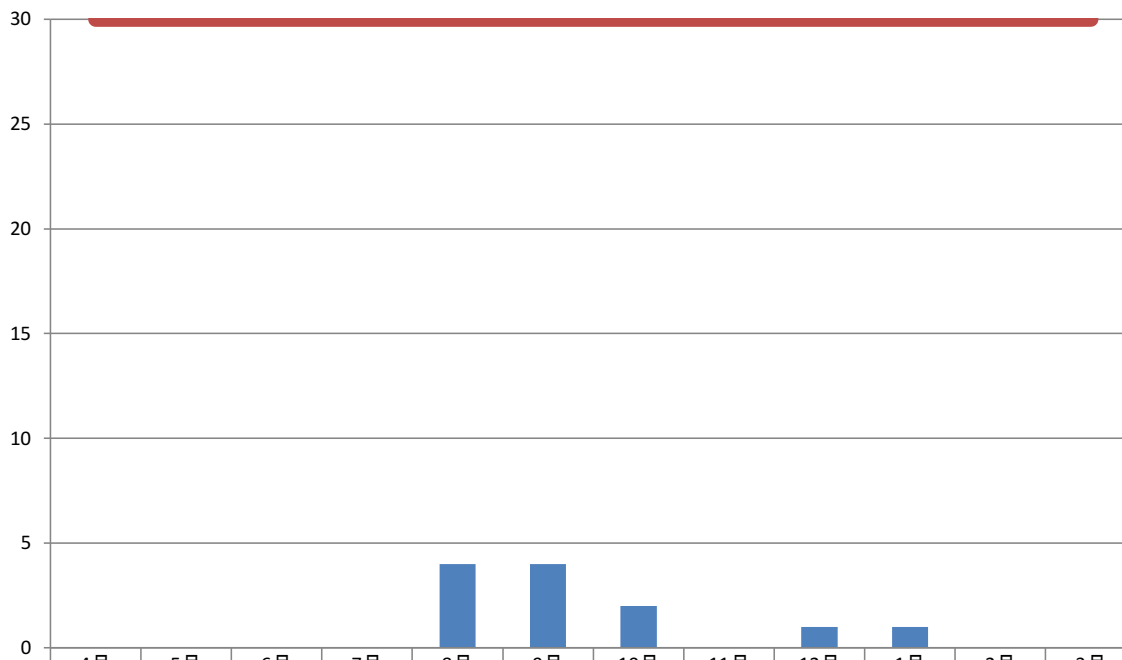
(%) **焼却灰(熱灼減量)**



(ppm)

自動連続測定1号(硫黄酸化物)

※定量下限値未満は「0」となります

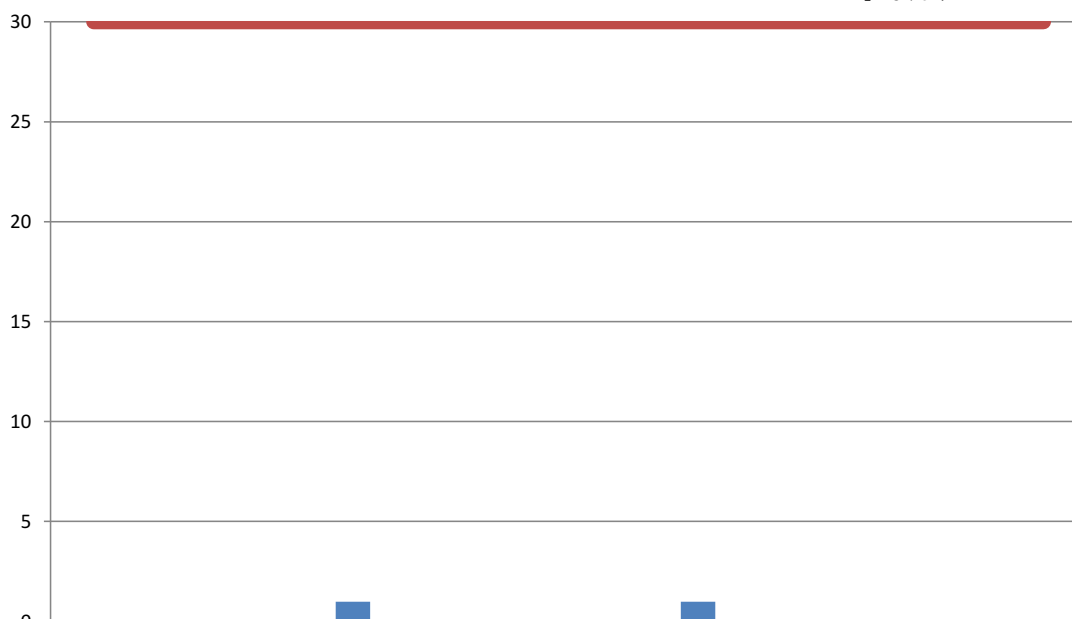


硫黄酸化物 (ppm)	0	0	0		4	4	2	0	1	1	0	
協定値	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

(ppm)

自動連続測定2号(硫黄酸化物)

※定量下限値未満は「0」となります

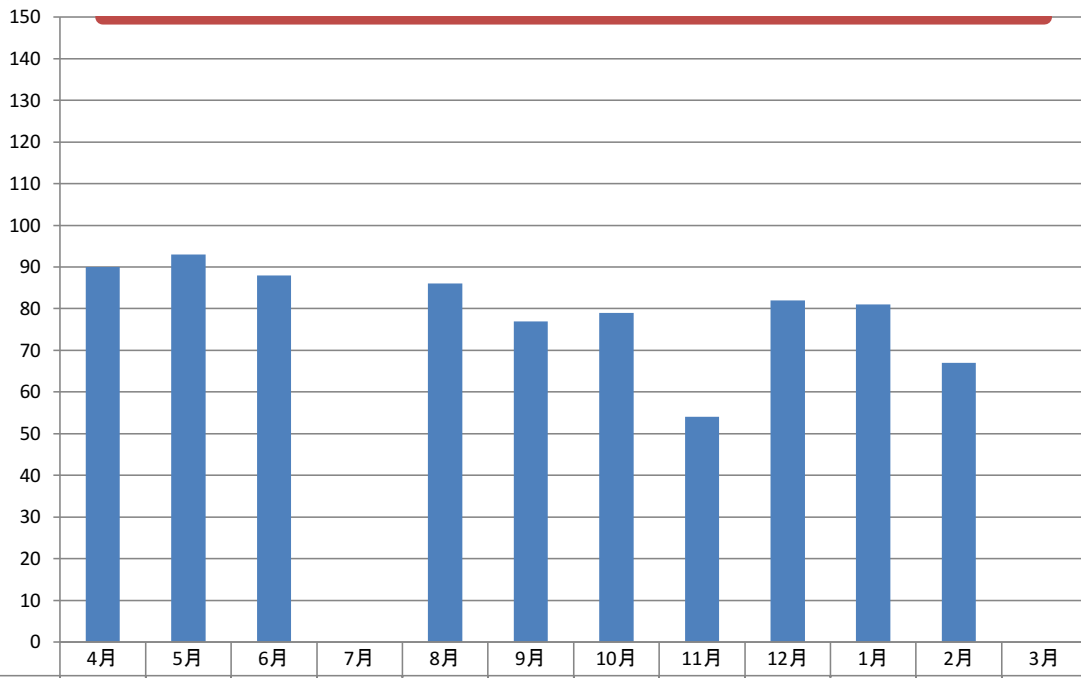


硫黄酸化物 (ppm)	0		0	1	0		0	1			0	0
協定値	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

自動連続測定1号(窒素酸化物)

※定量下限値未满是「0」となります

(ppm)

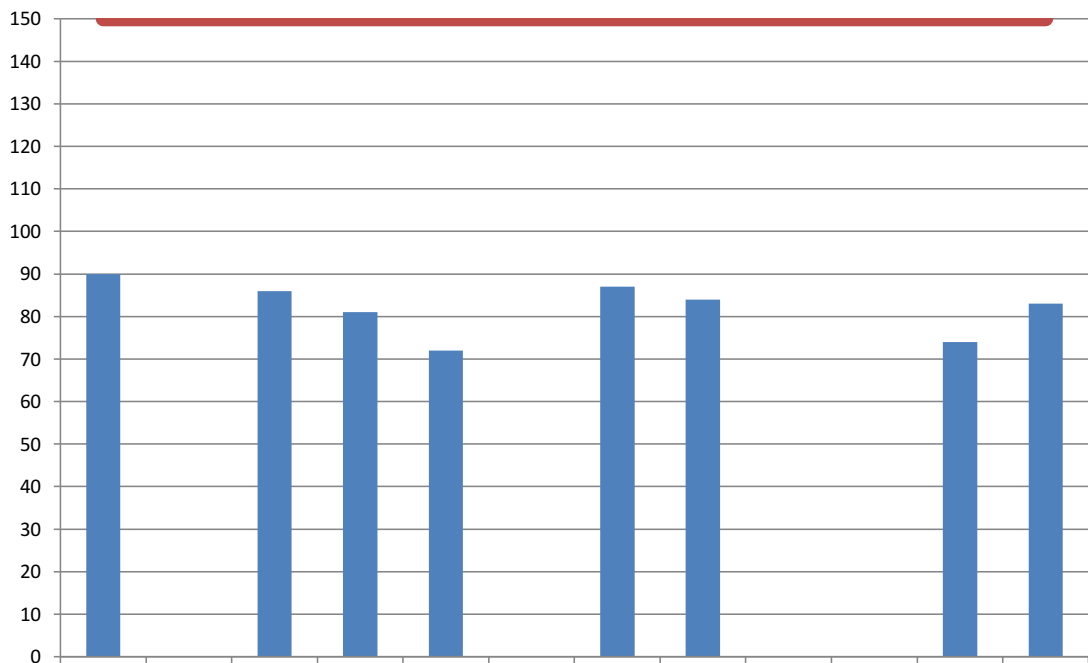


窒素酸化物 (ppm)	90	93	88		86	77	79	54	82	81	67	
協定値	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150

自動連続測定2号(窒素酸化物)

※定量下限値未满是「0」となります

(ppm)

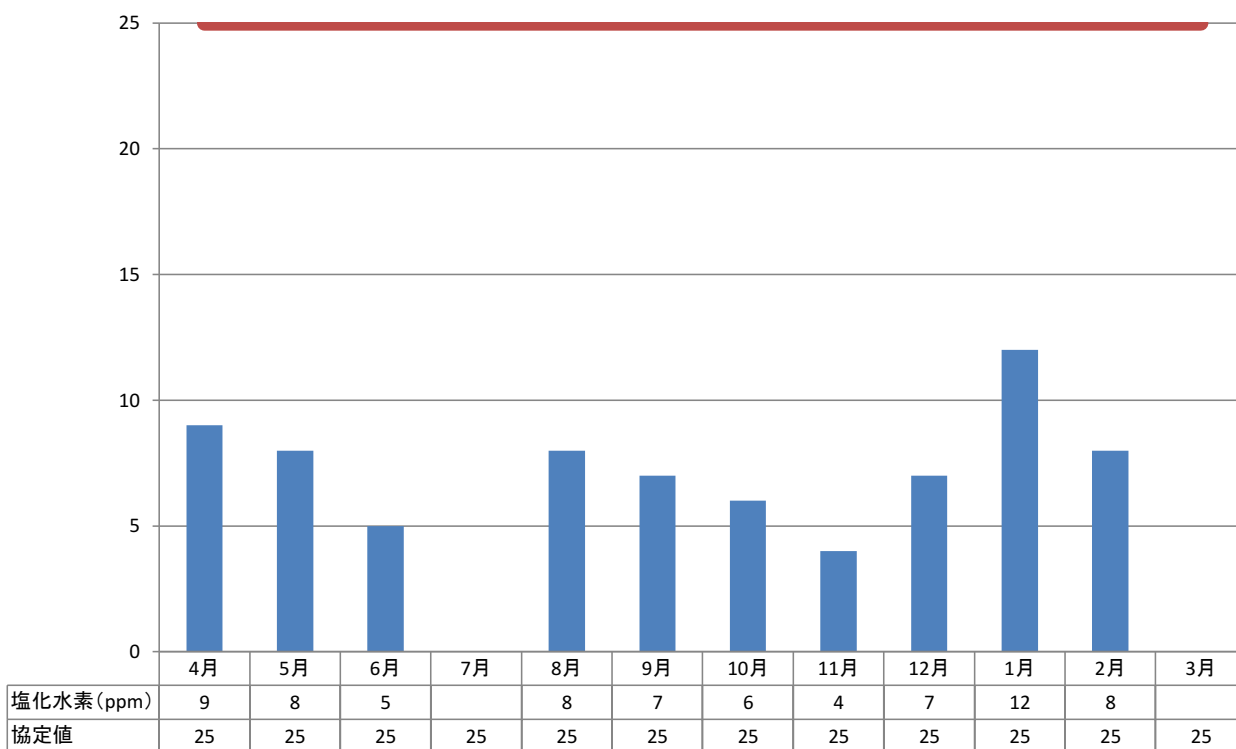


窒素酸化物 (ppm)	90		86	81	72		87	84			74	83
協定値	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150

(ppm)

自動連続測定1号(塩化水素)

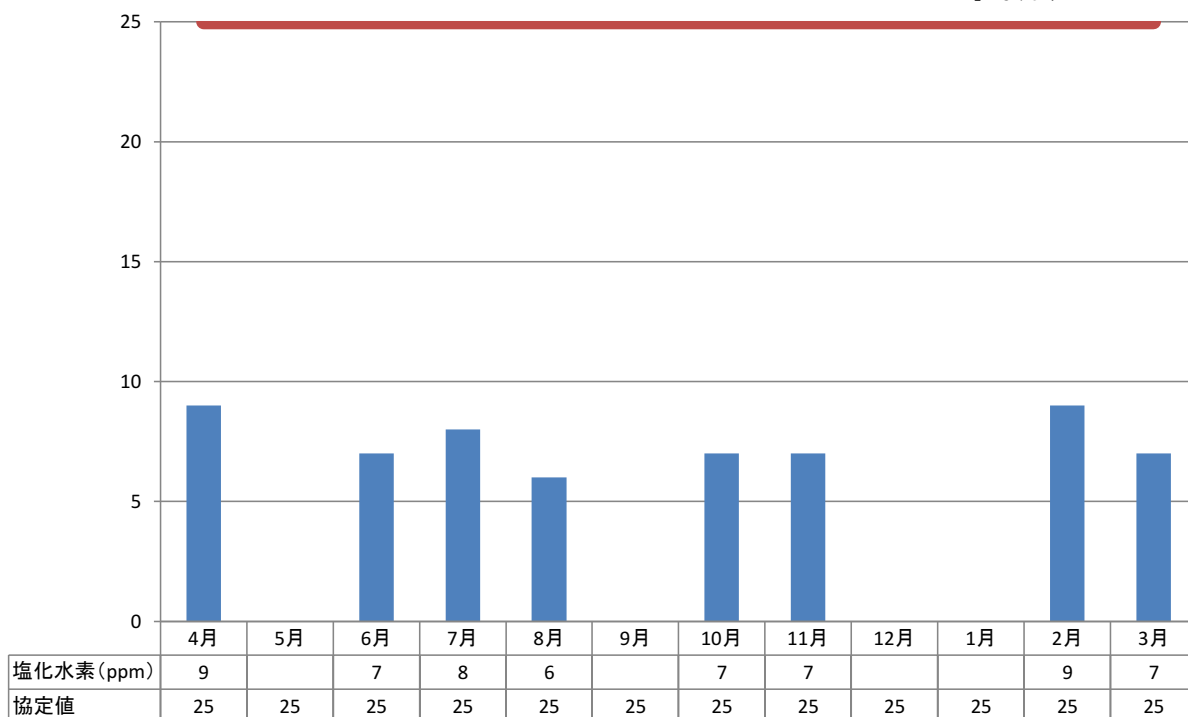
※定量下限値未满是「0」となります

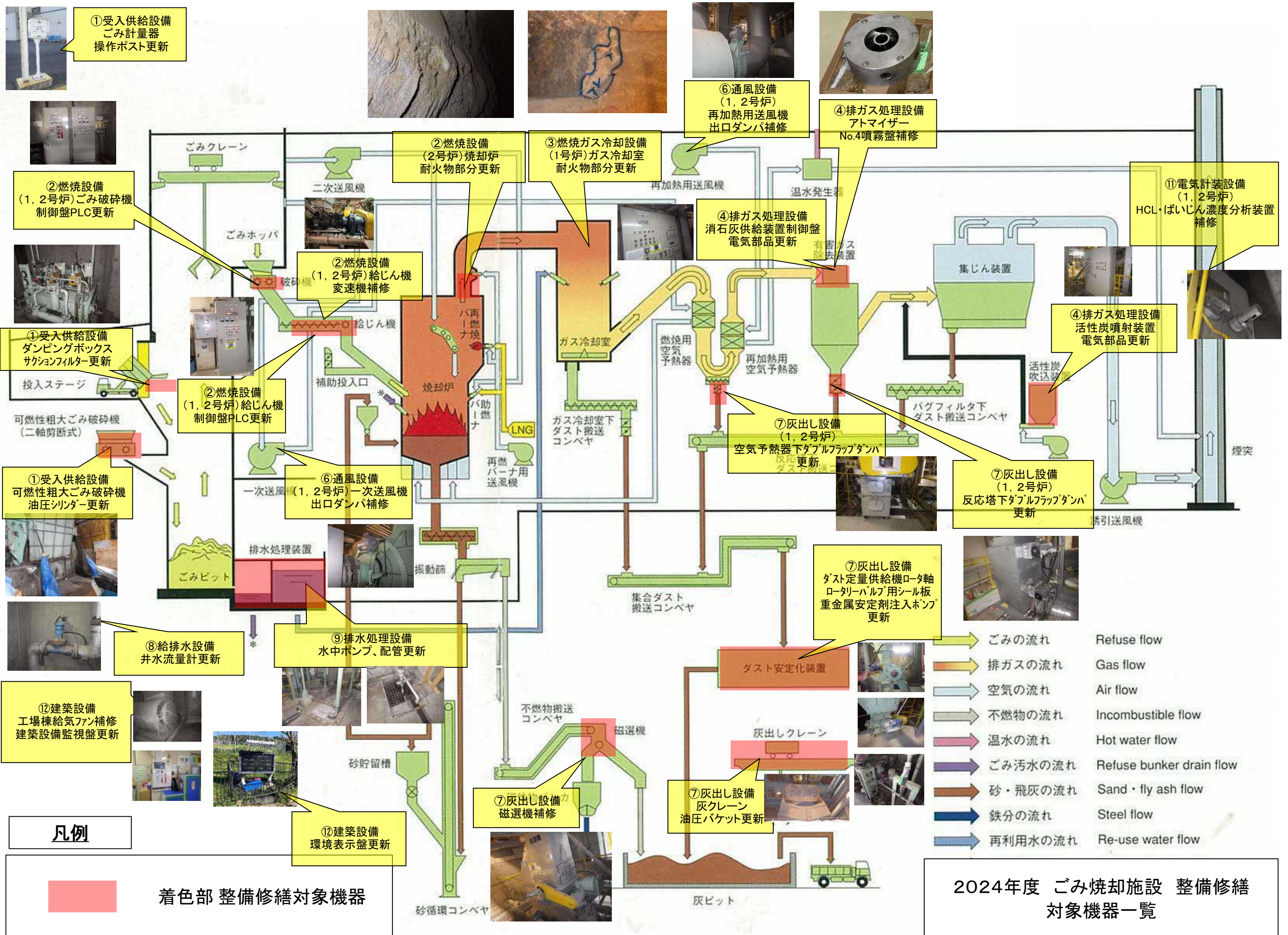


(ppm)

自動連続測定2号(塩化水素)

※定量下限値未满是「0」となります





①受入供給設備
ごみ計量器
操作ポスト更新

②燃焼設備
(1, 2号炉)ごみ破砕機
制御盤PLC更新

①受入供給設備
ダンピングボックス
サクシオンフィルター更新

②燃焼設備
(1, 2号炉)給じん機
制御盤PLC更新

①受入供給設備
可燃性粗大ごみ破砕機
油圧シリンダー更新

⑧給排水設備
井水流量計更新

⑫建築設備
工場棟給気ファン補修
建築設備監視盤更新

凡例

着色部 整備修繕対象機器

②燃焼設備
(2号炉)焼却炉
耐火物部分更新

②燃焼設備
(1, 2号炉)給じん機
変速機補修

②燃焼設備
(1, 2号炉)一次送風機
出口ダンパ補修

⑨排水処理設備
水中ポンプ、配管更新

⑫建築設備
環境表示盤更新

③燃焼ガス冷却設備
(1号炉)ガス冷却室
耐火物部分更新

⑥通風設備
(1, 2号炉)
再加熱用送風機
出口ダンパ補修

④排ガス処理設備
消石灰供給装置制御盤
電気部品更新

⑦灰出し設備
(1, 2号炉)
空気予熱器下ダブルフラップダンパ
更新

⑦灰出し設備
ダスト定量供給機ロータ軸
ローターバルブ用シール板
重金属安定剤注入ポンプ
更新

⑦灰出し設備
灰クレーン
油圧パケット更新

④排ガス処理設備
アトマイザー
No.4噴霧盤補修

④排ガス処理設備
活性炭噴射装置
電気部品更新

⑦灰出し設備
(1, 2号炉)
反応塔下ダブルフラップダンパ
更新

⑦灰出し設備
ダスト安定化装置

⑪電気計装設備
(1, 2号炉)
HCL・ばいじん濃度分析装置
補修

- ごみの流れ Refuse flow
- 排ガスの流れ Gas flow
- 空気の流れ Air flow
- 不燃物の流れ Incombustible flow
- 温水の流れ Hot water flow
- ごみ汚水の流れ Refuse bunker drain flow
- 砂・飛灰の流れ Sand・fly ash flow
- 鉄分の流れ Steel flow
- 再利用水の流れ Re-use water flow

2024年度 ごみ焼却施設 整備修繕
対象機器一覧

(設置)

第1条 市は、山梨2002番地先に設置したごみ処理施設(以下「クリーンセンター」という。)からの公害の発生を未然に防止し、周辺住民と行政の協力によつてクリーンセンターの円滑な運営を図るため、クリーンセンター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平4告示41・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査協議し、市長に報告するものとする。

- (1) ごみの分別の種類及び分別方法
- (2) 焼却ごみの質
- (3) 別表第1に掲げる規制値を超えた場合の措置
- (4) 別表第2に掲げる調査、測定方法及びその結果に対する措置
- (5) クリーンセンター施設の変更
- (6) クリーンセンターの建設及び操業状況
- (7) クリーンセンターに係る性能試験の立ち会い及び結果の検討
- (8) 住民からのクリーンセンターに対する苦情の処理
- (9) その他協議会で必要と認めた事項

(平4告示41・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員をもつて組織する。

- (1) 住民代表 7人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 市職員 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。ただし、前条第1項第3号の委員を除く。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の3分の1以上から会議招集の請求があつたときは、これを招集しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員が会議に出席できないときは、当該委員の選出区分の範囲において代理人を出席させ、その一切の権限を委任することができる。

6 協議会は、必要があると認めたときは、関係者の意見を求めることができる。

7 協議会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境部クリーンセンターにおいて処理する。

(平4告示41・平14告示69・令5告示188・一部改正)

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平4告示41・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成4年3月31日までとする。

附 則(平成4年告示第41号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成13年告示第34号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表第2(5) 焼却灰及びバグ灰中に含む有害物質測定の項の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成14年告示第69号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第188号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条)

(平4告示41・一部改正)

クリーンセンターの操業に関する規制値

(1) 排ガスの排出濃度

(1時間値)

項目	規制値
ばいじん	0.03g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	30ppm以下
窒素酸化物	150ppm以下
塩化水素	25ppm以下

※ 総量規制値については、操業後検討する。

(2) 騒音

項目	規制値	備考
朝(6時～8時)	45ホン以下	(A) 特性
昼(8時～19時)	45ホン以下	(A) 特性
夕(19時～22時)	45ホン以下	(A) 特性
夜(22時～翌6時)	40ホン以下	(A) 特性

※ ただし、敷地境界におけるクリーンセンターの操業に係る騒音の値とする。

(3) 振動

項目	規制値	備考
昼(8時～19時)	50デシベル以下	低周波振動は問題を発生しないレベルとする。
夜(19時～翌8時)	50デシベル以下	

(4) 臭気

項目	規制値
アンモニア	0.59ppm以下
メチルメルカプタン	0.00065ppm以下
硫化水素	0.0056ppm以下
硫化メチル	0.0023ppm以下
トリメチルアミン	0.0014ppm以下
二硫化メチル	0.0029ppm以下
スチレン	0.17ppm以下
アセトアルデヒド	0.015ppm以下
臭気濃度	10以下
臭気強度	2以下

※ 周辺住民に対し、不快な臭気を発生させないこと。

(5) 排水

センター排水は、クローズドシステムとし、全量再利用する。ただし、雨水は除く。

別表第2(第2条)

(平4告示41・平13告示34・一部改正)

測定項目、方法、回数及び測定場所

(1)―1 排ガスの排出濃度測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
----	------	------	------

ばいじん	JIS Z8808	年6回	煙突内部
硫黄酸化物	JIS K0103		
窒素酸化物	JIS K0104		
塩化水素	JIS K0107		

(1)ー2 排ガスの排出濃度測定(自動連続測定)

項目	測定方法	測定回数	測定場所
硫黄酸化物	JIS K0103	自動連続測定	煙突内部
窒素酸化物	JIS K0104		
塩化水素	JIS K0107		

(2) 騒音 (3) 振動 (4) 臭気 測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
騒音	JIS Z8731	年1回	クリーンセンター敷地境界線上で住宅地に近接した場所
振動	JIS Z8735		
臭気	※		

※ 臭気濃度については、三点比較式臭袋法によることとし、悪臭物質濃度については、悪臭防止法に規定する測定方法による。

(5) 焼却灰及びバグ灰中に含む有害物質測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
有害物質	環境省が定める方法	年2回	

(6) 焼却ごみ質の分析方法

項目	測定方法	測定回数	測定場所
ごみ質	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙2-Iに定められた方法	年12回 (収集区域ごとに年3回)	

(7) 熱灼減量の測定

項目	測定方法	測定回数	測定場所
熱灼減量	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙2-IIに定められた方法	月1回	

(8) 水銀 (9) ダイオキシン

測定方法、測定場所等は、別途協議会で協議する。

(10) 気象状況

項目	測定方法	測定回数	測定場所
気温	測温抵抗体式	自動連続測定	クリーンセンター敷地内
風向風速	プロペラ式(超音波式)		